こども教育委員会記録
【速報版】

令和８年９月14日開会

速報版

・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。

・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻　午前10時00分

◎　**開会宣告**

○　**麓理恵委員長**　　おはようございます。これより委員会を開会いたします。

なお、佐藤副市長は他の委員会に出席しておりますが、審査の状況により当委員会に出席するとのことですので、御了承願います。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　**委員席の指定**

○　**麓理恵委員長**　　議題に入ります前に、過日の本会議で報告がありましたように、谷田部孝一委員が本委員会の所属になられましたことに伴い、委員席を変更いたします。

委員席につきましては、名立てのとおり指定いたします。

東 副委員長	藤　城 委　員	白井（亮） 委　員	み　わ 委　員	斉藤（達） 委　員
麓 委　員　長				
福　島 副委員長	髙　橋 委　員	伊　藤 委　員	谷田部 委　員	輿　石 委　員

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　**請願第８号の審査、採決**

○　**麓理恵委員長**　　こども青少年局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

請願審査に入ります。

請願第８号を議題に供します。

請願第８号　学童保育における安全・安心な居場所の充実について

請願の要旨等については書記に朗読させます。

○　**清見議事課書記**　　請願第８号、件名は、学童保育における安全・安心な居場所の充実について、受理は令和８年８月27日、請願者は中区の横浜学童保育連絡協議会会長、塚原さん。

紹介議員は青木亮祐議員、竹野内猛議員、森ひろたか議員、伊藤くみこ議員、坂本勝司議員、古谷靖彦議員、太田正孝議員、井上さくら議員、梶村充議員、斉藤達也議員、輿石かつ子議員、荻原隆宏議員、田中ゆき議員、長谷川えつこ議員、大野トモイ議員でございます。

請願の要旨ですが、学童保育の質の向上を図り、子供たちが継続して安全に安心して放課後を過ごすことができるよう、また、ひとり親、多子世帯等への利用料減免制度の創設により、放課後児童クラブを必要とする子供がいつでも利用できるようにされたい。

あわせて、地価や物価高騰に伴う施設家賃の負担軽減など、安定した運営基盤の整備を図るとともに、送

速報版

迎に係る人件費及び交通費への財政支援を創設し、新１年生や配慮児童などの送迎需要に対応できる柔軟な送迎支援制度を早期に実現するなど、国や県の補助制度も最大限活用し、学童保育の施策を充実されたいというものでございます。

○ **麓理恵委員長**　　本件は、行政当局に対する要望に関する請願ですので、当局の見解を求めます。

○ **福嶋こども青少年局長**　　こども青少年局でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、当局の見解を申し上げます。

本市では、留守家庭児童の居場所を放課後児童クラブと放課後キッズクラブとで確保しており、どちらも横浜の子供たちにとってかけがえのない事業です。

放課後児童クラブに対しては、支援員の処遇改善や家賃等の物価上昇に対応するため基本補助額を増額するとともに、職員の人材育成研修、人材確保など支援を充実してまいりました。

今年度は支援員の経験年数等に応じた処遇改善加算について、新たに３年目の区分を設けるとともに、小規模なクラブへの加算補助を市独自に創設するなど、クラブが安定的に運営できるよう支援策を講じております。

あわせて、利用料減免については、国には制度はございませんが、県の補助制度も活用し、本市が独自にひとり親世帯を含めた生活保護世帯等に対して減免を実施し、保護者の方の負担軽減を図っております。

国に対しては、地域による人件費、賃借料等の格差を踏まえ、地域区分の新設による各種補助基準額の引上げや利用料減免制度の創設について、引き続き要望してまいります。

また、職員による送迎については、交通安全や防犯上の観点から、多くのクラブにおいて実施されていることから、今後支援の在り方について検討してまいります。

それぞれの放課後児童クラブが、保護者の方々や子供たちのニーズを受け、地域の協力を得ながら円滑に運営できるよう、引き続きしっかりと支援してまいります。

○ **麓理恵委員長**　　それでは、各会派等の御意見を伺います。

○ **白井亮次委員**　　自民党会派の意見を申し上げます。

放課後の居場所の充実に向けて取り組むことは、未来を担う子供たちの育ちのためにも大変重要であると考えています。今、局長がおっしゃったように、様々な施策を行っていると承知していますが、昨今の物価高騰や地価の上昇は、保護者の経済的負担やクラブの運営にも影響を及ぼしていると聞いています。

また、児童クラブが学校外に設置されていることから、児童の安全な利用を確保するためにも、クラブが安定的に送迎を実施できるように支援することは重要であると考えています。

放課後児童クラブは、保護者や地域の方々が運営を担っていることから、今後も国や県の財源を活用し、質の向上を図り、よりよい居場所になるよう、引き続きクラブに寄り添った対応をお願いしたいと思います。

放課後の子供たちの安心・安全な居場所づくりについては、我が会派として継続して提言してきたところであり、本請願については採択すべきと考えます。

以上です。

○ **髙橋正治委員**　　横浜市としても、これまでこの現場の声、例えば、夏場になったらエアコンの効きが悪いからエアコンの掃除をする経費もかかるとか、もうそういうふうな小さなことまで酌み取っていただきながら、学童放課後児童クラブに関する施策を進めてきていただいたと思うのですけれども、我々、要は我が会派としても、関わる皆様と意見交換を重ねる中で、やっぱりひとり親世帯や多子世帯の負担感とか、また、

速報版

今の昨今のこの物価高、もう本当にどんどん上がっていくというか、そういった物価高の影響であるとか、また、そういうことがクラブの運営に、クラブのやっぱりなりわいというか、うまく回っていくところにすごく影響しているということを感じていますし、また、先ほどもこの請願の中にもある送迎体制の確保、要は１年生の子とかって、なかなか小学校に行くのだって大変だし、もう小学校に行くのだって、お母さんと一緒に行って、お母さんがこの間、ある学校では昇降口でお母さんが待っているとか、ママがここにいるから、あなた行ってきなさいみたいな、そういうふうな１年生のその大変さというのも認識しているのですけれども、それで学童放課後クラブが必要とする子供たちがいつでも利用できて、子供たちにとって安心で過ごせる居場所であり続けられるよう、そういう意味では国や県の補助金を最大限に引き出して活用しながら、積極的に支援をしていってほしいなと考えています。

我が会派としても、本請願については、そういう意味でも採択すべきものと判断しております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○ **伊藤くみこ委員**　日本維新の会といたしましても、子供たちの放課後の居場所であります学童保育の充実のために、本市においては取組をしっかりと進めていることは承知しているところですけれども、やはり物価高騰に伴う補助や送迎支援等の施策というのは、しっかりとこれからもさらなる取組として進めていく必要があると考えますので、採択でお願いしたいと思います。

○ **みわ智恵美委員**　ありがとうございます。ちょっと質問させていただきたいと思います。

今回の請願は、今、他の議員からも述べられたように、大変な物価高の中で学童保育運営の厳しさがまずはあることと、さらなる送迎の問題も新たな課題として、横浜市としても取り組んでいただきたいということなのですけれども、この物価高の中でいつもこの学童保育と、先ほど局長も述べられましたキッズクラブが２つがどちらもかけがえのない事業ですと述べられました。

このどちらもかけがえのない事業なのですけれども、保育所に働いて預けていて、小学校に入ると、このどちらを選んで学童保育なのか、キッズクラブなのかも選んでいくところで、その負担感の違いが改めて出てきております。

どちらもかけがえのない事業であり、御家庭が安心できるほうをと選んだときに、その負担の違い、学童クラブと、それから放課後キッズと保護者の負担の違いがあるという点については、局としてはどのようにお考えか伺います。

○ **白石青少年部長**　御質問ありがとうございます。負担感というところで、委員、利用料ということをおっしゃっているのかなと認識しました。

放課後児童クラブは、民設民営で留守家庭児童のための事業で、地域の実情に応じて各クラブが独自に料金を設定しています。放課後キッズクラブは、学校という場所で公設民営で、全ての児童の遊びの場としての役割と留守家庭児童のための生活の場としての役割があって、ちょっと単純な料金の比較はしにくいかなと思っております。

児童クラブは、今年の４月、利用料が下は4980円から上が４万2000円と、かなり開きもありまして、内容についても例えば夏休み宿泊体験があったりですとか、英語教室があったりですとか、かなり異なっている中で保護者の皆さんも、それぞれ内容を見ながら選択されていらっしゃると思います。

今後、先ほど局長も申しましたけれども、国に対して減免制度の創設ですとか、地域による人件費、賃貸

速報版

料等の格差を踏まえた財政措置とかも要望して、できるだけ御利用者の負担が軽くなるように取り組んでまいります。

○ **みわ智恵美委員**　様々な学童クラブの形態があって、料金の幅があると述べられました。働きながら子育てをされている方々が、保育所がないときには自分たちでそういう保育の取組を、本当に働く御家庭の方々がつくりながら保育所が創生されて、そして、各地にできながら、それが認可保育園となってきたと思うのです。

学童保育も、保育所に預けていた子供が学校に行ったら、また預けるところがないということで、この学童保育クラブも働く皆さん、地域の皆さんが手づくりでそういう保育に欠く、保育が必要な学童について場所をつくられてきたので、今、様々なメニューがあるところで料金が違いますと言われたのですけれども、そういう選び方をしている御家庭もあると思います。

あると思いますけれども、そもそものところで保育所に通っていた子供が学校に行ったら、学童としての保育をされる場所がきちんと準備されているということの基本は、やっぱりどちらもかけがえのない事業であると言われた中に入っていると思うのです。

ですので、今、これから国のほうでは様々な施策がされるということが述べられましたけれども、やはり横浜市としても、その基本のところで本当に学童保育に通わせたいと思われる御家庭で利用料の大きな負担の違いがある、キッズクラブとは大きな負担の違いがあるという点については、改善をしていただきたいと思います。

公設公営でやっていますと言われたのですけれども、公設公営のキッズクラブができる前に、学童保育クラブはもう地域で皆さんされていたわけですよね。そこに対する支援をうんと進めていくことが、いわゆる今にこの保育所が様々にたくさんつくられているのと同じような事態だったわけですけれども、そこの民設民営で頑張っていたところへの支援、されていないとは言いませんけれども、そこに公設公営でつくっていらっしゃるという、公設の民営ということで、やっぱり家賃の違いとかで物すごい負担の違いが生まれたりしているので、もうその点でも横浜市として本当に安全で安心な居場所、これを誰でもきちんと選んで、学童保育も選んで、子供たちが安心な放課後が過ごせるようにということで、この請願については採択をお願いします。

○ **斉藤達也委員**　私からも、ちょっと一言申し上げたいと思います。

まず、請願書に書いてありますように、子供たちの健やかな育ちを保障するために、安定した運営基盤の整備がより一層重要ですということ、ここに尽きるのではないかと思います。せっかく、子供を預かっても、そこを運営する側が不安を感じているというところを一つ一つ解消していくということが大事だと思います。

現在としては、横浜市としてもいろいろな施策、細やかなところで補助とか、処遇改善とか、いろいろ工夫をされているというのは承知しておりますけれども、より一層、今またさらにそういう物価高、あるいは家賃の高騰等もありますし、あるいは人件費のところ、様々なところがございますので、そういったところでいろいろまた工夫をしていただいて、運営を安定的にしていけるように取り組んでいただきたいと思います。

それとあと、国のほうに要望もされているという承知はしていますけれども、今、全国、たしか一律の人件費の扱いになっているということで、そういう地域ごとの例えば最低賃金なんかも各地区ごとで違うはずなのですけれども、それも全部一律にされてしまうという、その制度的な不備と言ってもいいかもしれませ

速報版

んけれども、そういうような状況も私も承知していますので、そこはやはり国に対するもの、あるいは国会議員の方含めて、しっかりと要望しながら改善をしていくことも併せて努力していただきたいと思います。

ということで、請願については採択ということでお願いしたいと思います。

以上です。

○ **谷田部孝一委員**　金沢区においても、過日、放課後児童クラブ金沢区連絡協議会の皆さんと県議会議員、市会議員、全員で懇談会しました。様々な御意見・御要望を頂戴しましたけれども、特にこの放課後の児童の安全・安心、この居場所づくりというのが大分御意見・御要望出ました。

私たちも国に対する要望も含めて取り組んでいこうということで、場を超えて対応するということになりました。ですから、私もこの件については採択でお願いしたいと思っております。

○ **奥石かつ子委員**　ありがとうございました。採択でお願いしますという結論なのですけれども、例えば、保護者の方がどんな居場所にしていくかということを選択してというお話がありましたけれども、その選択をする段階で情報の伝達の状況が全く違うのです。

キッズクラブは学校内にあるということで、初めて小学校に入って情報に触れた人は、キッズクラブが公設公営の正式なもので、民間の何かサービス産業と学童の違いも分からないままで、例えば、説明、同じように書類が全家庭配布をされているかというと、学童は御自由にお持ちくださいという状況であったり、情報の伝達に平等性がまずないのです。そうすると、選択の段階でまず不平等だなというのを感じます。

あと、では、夏休みとか長期休みのときに、働いてくださる方がやっぱりそこで労働する方も御家庭があって、しっかり収入を得なければならない中、とても十分な収入にはなり得ないという状況で何とかやってくださっているというのが現実なのです。やはり人件費の考え方も少し見直したほうがいいと思っています。

あと、例えばパソコンなどは、もうこの世の中必須になっていますけれども、パソコンを修理しようと思ったら、修理費が出なかったりとかということも現実にあるのです。

そういう数々の話をたくさん聞きますけれども、ない袖は振れない、国にもお金を求めていくということになると思いますけれども、では、国は足元の状況をダイレクトに把握できるかといったら、国は直接情報元は持っていないので、我々のような自治体から上がってくる声が、やはり国にとって重要な判断材料になると思うのです。やはり市が要請していくというのは、もう本当に重要なことで、これからも強く要請してもらいたいと思うのです。

そうしますと、このような請願を上げてくださって、それを採択するのは、もう私は当然だと思うのですけれども、もう少しプッシュ型で横浜市の側から、学童の実情をしっかりヒアリングして、何が必要なのかということをきちんとこちらの側から聞いていくべきだと思います。

学校によって、最初に話を戻しますと、情報の伝達方法でさえ、学校の校長先生の考え方で配るところもあれば、全くその情報を渡すようなレベルになっていない学校もあって、すごく差があるのです。

その辺を選択ということをおっしゃるなら、一律にそのキッズクラブと学童の性質の違いをしっかり伝えて、しっかり子供さんの性格に合ったとか、家庭事情に合った選択ができるようにしてもらいたい。

そこもできていないということを考えると、ちょっと横浜市側の寄り添いが足りないのではないかなと思うのですけれども、その辺はどんなふうに考えますか。

○ **白石青少年部長**　ありがとうございます。おっしゃるとおり、本当に放課後児童クラブ、キッズクラブ、

速報版

両方皆さんによく知っていただくということは重要だと思います。入学前の児童を対象にした就学前健診ですとか、入学前の説明会で、一応、キッズクラブと児童クラブはこういう仕組みですよというチラシはお配りしているのですけれども、さらに今後、より皆さんに分かっていただくための仕組みとかを考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○ **奥石かつ子委員**　　よろしくお願いいたします。ありがとうございます。採択でお願いします。

○ **麓理恵委員長**　　では、他に御発言もないようですので、本件について採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **麓理恵委員長**　　それでは、採決いたします。

本件については採択すべきものとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **麓理恵委員長**　　御異議ないものと認め、請願第８号は採択すべきものと決定いたします。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　**陳情第31号の審査、採決**

○ **麓理恵委員長**　　次に、陳情審査に入ります。

陳情第31号を議題に供します。

陳情第31号　児童虐待が認められない社会をつくるべきとの決議について

陳情の要旨等については、書記に説明させます。

○ **清見議事課書記**　　陳情第31号、件名は児童虐待が認められない社会をつくるべきとの決議について、受理は令和８年６月29日、陳情者は高知県のナカガワさん。

陳情の要旨ですが、横浜市において児童虐待が認められない社会をつくるべきと決議されたいというものでございます。

○ **麓理恵委員長**　　それでは、各会派等の御意見を伺います。

○ **白井亮次委員**　　自民党会派の意見を申し上げます。

児童虐待は決して許されるものではなく、子供の最善の利益を第一に考え、その未然防止と早期発見・早期対応に取り組むことは極めて重要です。

本市では、平成26年に我が党からの議員提案により制定した、横浜市子供を虐待から守る条例において、行政、市民、保護者及び関係機関の責務について定め、児童虐待防止に向けた総合的な施策を推進しています。

その下、支援策の充実、関係機関の連携強化、人材育成及び普及啓発等に取り組んできたところです。

したがって、陳情者の問題意識及び趣旨については十分理解するものの、本市においては既に条例に基づく取組を推進していることから、陳情の趣旨には沿い難いと考えます。

以上です。

○ **髙橋正治委員**　　この陳情者の横浜市において、児童虐待が認められない社会をつくるべきというところに関しては、先ほど白井委員からもありましたけれども、横浜市の子供を虐待から守る条例というところに

速報版

我々議会としても、非常に強い思いを込めました。

それで、児童相談所をはじめとする関係者との連携、こども家庭センター機能の設置など、支援体制の充実を図ってきたわけですし、また、この地域における見守りや啓発活動なども総合的に推進しているということをやってきているわけですよね。そういう意味で、この児童虐待のない社会を目指すことは大変重要なことであります。

また、子供の命と権利を守る取組は子供と家庭に寄り添って、そういった地域努力というのは不断に進めていくべきだと思います。

この陳情者の趣旨はよく我々と共有できるのですけれども、もう既にこの条例に基づき、また児童虐待の防止の取組を進めているということで、改めて採決する必要性は考えられませんので、趣旨に沿い難いと考えます。

以上です。

○ **伊藤くみこ委員**　日本維新の会といたしましては、児童虐待防止に関しましては様々な課題がありまして、本市としても対策を進めているところです。この陳情者の思いというのは理解できますけれども、そのため、今後もさらなる取組の強化を進めていくことを要望した上で、本陳情につきましては、具体的な内容が示されていないところから、趣旨には沿い難いと考えます。

以上です。

○ **みわ智恵美委員**　日本共産党としては児童虐待は決して許されない、子供の命と人権を守るためにも、さらに取組の強化が必要です。そういう中では、この陳情項目については理解ができますけれども、この陳情の理由に述べられていることがよく分からない事態なので、これが理由というのではいかがなことなのかなと思います。

さらなる横浜市としての取組や、私たちの取組は必要ですけれども、この中身についてはちょっと項目は理解ができますけれども、陳情については趣旨に沿い難いということでお願いします。

速報版

○ **斉藤達也委員**　児童虐待防止ということは大変重要な課題ですし、あってはならないことだと考えております。

その中で、横浜市としても条例を制定したり、そのほかの施策を進めているという状況ですが、それをさらに進めていただくという思いがありますので、今回の陳情については趣旨に沿い難いということで、お願いしたいと思います。

○ **奥石かつ子委員**　今回の陳情に関しては、趣旨に沿い難いということです。虐待児童にかかわらず、障害者の虐待とか、様々な虐待がある社会を全て認められない、そういう社会をつくるべきではないということの趣旨で、この陳情に関しては沿い難いということでお願いいたします。

○ **麓理恵委員長**　よろしいですか。

（発言する者なし）

○ **麓理恵委員長**　それでは、御発言ないようですので、本件については採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **麓理恵委員長**　それでは、採決いたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件については、趣旨に沿うとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

○　**麓理恵委員長**　　挙手なし。

よって、陳情第31号は趣旨に沿い難いと決定いたします。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　**第５期横浜市障害者プランの素案について**

○　**麓理恵委員長**　　次に、報告事項に入ります。

初めに、第５期横浜市障害者プランの素案についてを議題に供します。

なお、本件につきましては、健康福祉局の片山障害福祉保健部長ほか関係職員及び教育委員会事務局の柴山学校教育部インクルーシブ教育担当部長ほか関係職員が出席しておりますので、御了承願います。

当局の報告を求めます。

○　**福嶋こども青少年局長**　　それでは、第５期横浜市障害者プランの素案について御報告いたします。

本日は素案の概要をまとめました資料に沿って御説明をいたします。

資料の20ページ以降には素案の本体も添付しておりますので、併せて御確認いただければと思います。

早速ですが、資料の２ページを御覧ください。

１、趣旨ですが、令和９年度から令和14年度までの６年間を計画期間とする第５期横浜市障害者プランの策定に向け素案をまとめましたので、その内容及びパブリックコメントの実施について御報告いたします。

下の図は、計画期間及び各種計画の関係を示しております。

続いて、３ページを御覧ください。

２、障害児・者を取り巻く状況ですが、本市の総人口は減少する一方で、障害児・者の手帳所持者数は引き続き増加傾向にあります。

今後、生産年齢人口の減少、障害者の高齢化、重度化が見込まれることや、精神障害、発達障害、医療的ケア児・者の増加が想定されることなどから、人材確保や障害福祉サービスの適正な供給など、障害福祉制度が持続可能となる施策の検討が必要です。

４ページを御覧ください。

３、現状と課題ですが、障害のある人の増加により、障害福祉サービス等に係るニーズのさらなる増加が見込まれています。

一方で、国の制度やサービスの充実が進み、これまで横浜市が独自に実施してきた事業は、国のサービス等により補完されるようになってきました。

こうした中にあっても、保健・医療との連携の強化や、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた切れ目のない支援の充実、親亡き後への対応、重度の障害のある人等が地域で安心して暮らし続けるための仕組みづくりなどについては、依然として十分とは言えない状況にあります。

さらに、サービス利用量の増加に伴い、サービスの質や適正な供給量の確保のほか、人材不足といった課題も生じています。

５ページを御覧ください。

４、第５期計画の記載内容ですが、障害のある人の状態像は身体障害、知的障害、精神障害だけではなく、子供から高齢者、軽度から重度、医療的ケアの必要性、障害の重複など個別性が高く、一人一人の障害特性

速報版

に応じたオーダーメードのサービスが必要です。個別の支援を基本としつつ、障害特性に対応した主な取組例は下の表に記載のとおりです。

本計画では、障害のある人の状態像も踏まえ、日常生活の場面ごとに可能な限り丁寧に記載する一方で、文字量が多くなることで分かりづらくならないよう、バランスも考慮し記載しております。

６ページを御覧ください。

５、第５期計画全体の構成ですが、第１章では計画の概要、第２章では横浜市における障害福祉の現状、第３章では第５期障害者プランの基本目標と取組の方向性、第４章ではＰＤＣＡサイクルによる計画の見直しを記載しております。

計画の中心となる第３章の内容について、次のページで御説明いたします。

７ページを御覧ください。

６、第５期計画の第３章の構成ですが、障害のある人の状態像や暮らしに着目し、施策を５つの生活の場面ごとに整理、構成しています。

基本目標は、障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく暮らし続けることができるインクルーシブなまちヨコハマの実現を目指すとしています。

基本目標の下に、生活の場面１から５の各取組を記載しています。

なお、赤字は次のページ以降で御説明する主な取組の関連項目となります。

８ページを御覧ください。

７、第５期計画の主な取組ですが、第５期計画では、生活の場面ごとに取組を掲載していますが、第４期計画からの継続の課題や新たな課題である福祉・教育・医療の連携、ライフステージに応じた切れ目のない支援、重度障害者の地域生活を支える体制整備、人材不足、サービスの質の確保に関連した、下の表に記載の６つの主な取組を重点的に進めます。

詳細について、次のページ以降で御説明いたします。

９ページになります。

①福祉・教育・医療と連携し、乳幼児期から成人期を通じてライフステージに応じた切れ目のない支援では、乳幼児期から学齢期への円滑な移行と、個々のニーズに応じた相談支援と環境の整備を行います。

取組例１として、地域療育センターを中心とした支援の充実、取組例２として、学齢後期障害児支援事業に取り組みます。

10ページを御覧ください。

②多様な教育的ニーズに応じた切れ目のない支援の充実では、一人一人の多様な教育的ニーズに応じ、必要な合理的配慮の提供等により安心して学べる教育環境を充実するとともに、療育・教育・福祉等の連携により、就学前から卒業後まで切れ目のない支援を推進します。

取組例１として、横浜らしいインクルーシブ教育の推進、取組例２として、就学前から卒業後までを見据えた切れ目のない支援を行います。

11ページを御覧ください。

③学校卒業後の夕方の居場所に関する検討では、障害児が学校卒業後も夕方まで安心して過ごせる居場所や活動の場について検討を進めます。

取組例として、障害者やその家族等への支援の在り方を検討します。

速報版

12ページを御覧ください。

④重度障害者の地域生活を支える取組では、重度障害者が住み慣れた地域で安心して生活するための支援を強化します。

取組例１として、個別ニーズに対応するグループホームの設置の推進、取組例２として、多機能型拠点の整備、運営に取り組みます。

13ページを御覧ください。

⑤福祉サービス事業所の自立的な経営に向けた取組では、市の補助事業から国の事業を中心とした経営にシフトし、持続可能な制度を構築します。

取組例１として、経営コンサルタントの派遣、取組例２として、障害福祉人材の確保・育成の支援に取り組みます。

14ページになります。

⑥サービスの質や適正な量の確保に向けた取組では、地域のニーズ等を踏まえながら、サービス供給量の適正化を進めます。

取組例１として、より適正な供給量に向けた手法の検討、取組例２として、新規設置費補助の見直しを行います。

15ページを御覧ください。

８、パブリックコメントの概要について御説明します。

（１）実施期間は令和８年９月18日～10月17日までを予定しています。

（２）周知方法ですが、関係団体への説明をはじめ、市役所、区役所、市民情報センター等におけるリーフレット及び冊子の配布等を行います。

（３）意見提出方法ですが、電子申請・届出システム等を予定しております。

16ページを御覧ください。

最後に、９、策定スケジュールですが、本日御報告を行った後、９～10月にかけてパブリックコメント、市民説明会を実施し、12月の第４回市会定例会において結果を御報告いたします。

令和９年２月の第１回市会定例会で計画原案を御説明し、３月に計画策定を予定しております。

次の17ページから19ページには、参考として第５期計画のロジックモデル案を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

御説明は以上でございます。

○ **麓理恵委員長**　　報告が終わりましたので、質疑等に入ります。

○ **白井亮次委員**　　ありがとうございました。10ページのところの取組例１のところに、横浜らしいインクルーシブ教育の推進ということで、これはかなり大きな理念になると思うのですけれども、横浜らしいインクルーシブ教育というのは、具体的にはどういうものなのですか。

○ **柴山インクルーシブ教育担当部長**　　御質問ありがとうございます。横浜市インクルーシブ教育は、第５期の教育振興基本計画にも載せておりますが、これまで横浜市の中では、個別支援学級を全校に設置するなど、様々な取組をしてまいりました。

そういった中で、こちらのほうのプランの素案の141ページにトピックスとして載せさせていただいてはおりますが、その中でそういった個別支援学級を全ての学校に設置してきた、そういったところで、比較的

速報版

個人のニーズに寄り添った計画を進めてまいりましたので、そういった中で、できるだけ個人の特性とか、そういったところに寄り添いながら、可能な限り一般学級で学べるような取組をこれからも推進していきたいという、そのような理念で進めております。

○ **白井亮次委員**　それというのは、他都市も多分そういう方向性だと思うのですけれども、この横浜らしさというのは果たしてどこにあるのですか。

○ **柴山インクルーシブ教育担当部長**　横浜らしさというのは、一応、個別支援学級も自治体によっては全ての学校に設置していないとか、そういったところもございまして、できるだけ障害特性に応じたオーダーメードの教育を進めてきたというところがございますので、例えば、どうしてもやっぱり集団が苦手なお子さんとかもいらっしゃいます。そういった特性を持ったお子さんとかもいらっしゃいますので、そういったお子さんについては、そういった特性に寄り添いながら、可能な限り一般学級で学べるような、そういった形のインクルーシブ教育を目指していこうというのが、一応理念として掲げております。

○ **白井亮次委員**　ちょっとあまり長くなってもあれなのですけれども、それは制度的な問題であって、もう少し理念的なところが大変重要なのではないかなと思います。

それが結局、今回こども青少年局ですけれども、こども青少年局以外にも、みんなでこの理念を共有した上でこの施策を進めていける、そうしたものが横浜らしいインクルーシブ教育ということで、いわゆる上位の理念としてあるべきなのではないかなと思っているのですけれども、そこら辺はいかがですか。

○ **柴山インクルーシブ教育担当部長**　横浜らしいというところで言えば、そちらのほうも委員の御指摘のとおり、やはり福祉、そういった部分、これまでも横浜型のセンター的機能という形で、例えば福祉の業界でいうと療育センターから様々な専門的な支援を仰いだり、そういった形で進めてきたというところもございますので、教育だけに限らず、そういった福祉とか医療とか、そういったところにもそういった専門的な見地を生かしながら、インクルーシブ教育をできるだけ推進していきたいと考えております。

○ **白井亮次委員**　これはマインドの問題だと思いますので、これはぜひ局の皆さんで、そうした何が横浜らしいんだろうというのは、改めてやっぱり意思統一といいますか、考えていただきたいと思っています。

次なのですけれども、人材の確保・育成の支援ということで、福祉関係の人材、やはり人材紹介の会社の手数料がすごく高くて、なかなかこの事業所が大変だというお話を様々聞いているのですけれども、今、障害福祉の人材確保についても同じような現状が続いているのでしょうか。

○ **片山障害福祉保健部長**　我々のほうも事業者さんと意見交換する中では、そのような声は聞いております。

○ **白井亮次委員**　なかなか経営が難しいという事業者さんも増えている中で、やはりそういう抜本的な取組ですか、言わばこの人材バンクみたいなものも、民間と連携しながら、公的サービスと公民連携という形でやっていくことも視野に入れたほうがいいのではないかなと思っています。

それは医療の分野もそうですし、福祉の分野もそうですし、なかなか人材が集まらないという現状が様々起きていますので、これは要望として、そうした仕組みについても、できれば前向きに考えていっていただきたいと思います。

以上です。

○ **髙橋正治委員**　今、白井委員もお話が出た、横浜らしいインクルーシブ教育の推進というところで、やっぱり障害児に対する教育というのは、どちらかというと学校に行けばいい、要は学齢期だから学校に、養護学校、要はそういった支援があって、高校相当まで行けばいいみたいな、そういうところがあって、その先

速報版

の学習とか、大学であるとか、そういうところに対する横浜らしいというのは、その子の可能性をもっと伸ばしていくみたいな僕はイメージでやっていかないと、やっぱり今までのこの障害児教育というのは、どっちかというと学校行けばいいでしょうみたいな、そういう荒っぽい言い方になってしまうので、その辺の理解というのは、どういうふうな、その辺の子供の可能性をどこまでも引き伸ばすんだみたいな、その辺りに対する考え方というのをまず確認しておきたいと思うのですけれども。

○ **柴山インクルーシブ教育担当部長**　御指摘ありがとうございます。それぞれの児童・生徒の特性とか障害によりまして、個別の支援計画でございます個別の教育計画とかそういったものを定めておりますので、そういったものにのっとった形で、できるだけそのお子さんの持つ能力を生かせるような形で、それぞれオーダーメードという形で進めておりますので、ぜひその視点は大切にしていきたいと思っています。

例えば、ただ、特別支援学校に通学されているお子さんにつきましても、比較的、例えば知的な能力が高い方とかもいらっしゃいますので、そういった方は例えば中学校に準じた教育とか、そういったものも行っておりまして、そういった進学に向けた可能性とかも生かしつつ、個別に対応させていただいているところではございます。

○ **髙橋正治委員**　子供の可能性をやっぱり気づかせて、伸ばしていくということは非常に教育の世界では大切で、私がやっぱり見聞きしてきた、この間もちょっとお話しした子は、やっぱりそういう不登校であったりとか、そういうところで、やっぱりなかなか学習というものをやっていなかったんだけれども、ある学校に行って、その中で先生から、もっと君はできるんだよって、もっとできるんだよということで進学をした例があったりとか、今、世の中というのは要はＩＴが進んでいますから、意思の表現とかも車椅子サッカーなんかも、要は電動車椅子のジョイスティックで、要はサッカーやったりとか、そういう自分の意思を伝えていく。

そういった目線で要は会話ができたりとか、そういうことがあるので、どこまでもちょっと概念的な言い方になってしまうのですけれども、どこまでもその人の生きる力とか、才能を伸ばしていくんだという、当たり前にしていかないといけないし、今、高等教育、大学なんかでもそういう受け入れる体制がぽちぽちできてきているわけで、そういう障害を持っていても、障害を持っていてもと言ったら失礼ですけれども、不自由なことがあっても、それをそういう要はＩＴであったりとか、そういうもので何とかつないでいく、コネクトしていくというところがあると思うのですけれども、その辺の研究というのは、やっぱり教育委員会とか、障害児といったらこども青少年局なんかが本当にそういうことをプランを考えていかないと、こういう計画があるから、計画をやればいいでしょうとは思っていないわけよ。

だから、その辺の先に進めていく仕組みというのは、どういうふうにやったらできていくのかなというのを、今、答弁というか、求めるというよりも、そういうことを考えてほしいという要望に近いんだけれども、その辺りはどういうふうに受け止めますか。

○ **柴山インクルーシブ教育担当部長**　御提案ありがとうございます。非常に大切なところだと考えておりまして、まず児童・生徒が持つ障害とか特性とか、そういったところに応じた、例えば適切な合理的配慮と申しますか、学校で読み書きが苦手なお子さん、ほとんど文字を認識できないようなそういった特性のあるお子さんもいらっしゃいますので、そういったお子さんには、今、委員おっしゃっていただきましたＩＣＴ機器を利用しながら読み上げを、例えばテストの際とかも利用するとか、そういったことで個別の取組を学校でも取り進めているところではございますが、ただ、御指摘のとおり、まだまだ学校によっては、そういっ

速報版

た理解が進んでいないというところもございますので、そういった個別に対応するのも、まずは人だと思いますけれども、教員自体のそういった障害とか特性、あと合理的配慮に関する理解度をやはり全体的に底上げしていかなければいけないような、そういったところもございますので、併せてそういった取組を進めていきたいという形で考えております。

○ **髙橋正治委員**　この程度にこれはしますけれども、思い起こせばヘレン・ケラーさんも、サリバン先生でしたっけ、ウオーター、水ということを認識するところから教育が始まっていって、非常に寄り添っていくことによって、彼女の持つ特性という、日本にも来られたという、そういうふうなこともあるので、それがしっかりやっていただきたいと。

そういったことをしっかり意識して、やっぱり我々は日常のルーティンワークにとどまることなく、そこから先の高みも目指していくということも、これからは必要だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、やっぱりこういった、要は障害者プランがつくられていく中で、これがしっかり障害をお持ちの方々に伝わっていかないと、つながっていかないと、これはなかなか難しいと思うのです。それで、最近、私思うのが、そういうつながるというコネクトする安心感、要は横浜市に私たちつながっているのは、横浜市とのプッシュ型がいいのか、アウトリーチするプッシュ型なんでしょうけれども、つながっているんだという安心感を、障害者プランをつくった上で、そういった安心感をつくって持っていかないと、伝えていかないと、なかなか伝わらないと思うのです。

局長、そういった安心感を伝えるということも大切だと思うのですけれども、非常に理念的な質問になってしまうのですけれども、その辺りに対する思いというのはどうお持ちなのですか。

○ **福嶋こども青少年局長**　委員おっしゃるとおりだと思います。我々、これ行政の計画として策定を進めておりますけれども、その策定の過程では、当然障害者の方々、あるいは障害児の保護者の方々などからもいろいろ御意見を伺いながら、あるいは意見交換しながら進めているところではあります。

この計画ができるプロセスにおいては、そういう意見とかも伺いながら、より実効性の高いものにとは思っていますが、実際これはつくって終わりでは当然ありませんので、それを進めていく中でこれ６年間の計画、途中で見直しも行いますけれども、そういうところでこれで実際にまた障害の状況ですとか、あるいは世の中の変化もありますので、そういった変化にも柔軟に対応していくということも一つ大事なことだろうなと思っていますので、今後、このプランについての中身の御説明もそうですが、随時、内容についての検証といいましょうか、よりいいものにしていくということも、我々こども青少年局もそうですし、教育委員会、あるいは健康福祉局等ともしっかり協力しながら、連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○ **髙橋正治委員**　本当にこの障害者プランというのをつくった後に、これが伝わって、それが安心につながるような、この計画にして本当に伝えていく、安心を伝えていくということをしっかりやっていただきたいと思います。これは意見として申し述べておきます。

以上です。

○ **みわ智恵美委員**　ありがとうございました。私からは、まず11ページの学校卒業後の夕方の居場所に関する検討のところでお伺いしたいと思います。地域でも障害がある子の家庭でも、高校までは放課後デイサービスなどがあって、仕事も続けられるということでお話を伺っておりました。

速報版

高校を卒業した後が本当に厳しいということで、そのことについて検討がされるということが書かれておりますので、大変希望を持っているところです。

それで、どういうお声を集めておられるのかということと、それから、どういう方向で検討がされているのか伺いたいと思います。

○ **片山障害福祉保健部長**　ありがとうございます。今、みわ委員おっしゃったようなことの課題感というのは我々も持っていまして、今まさにちょうど、例えば保育所や放課後デイサービスで受入れが進む中で、やはり障害者の施設のほうは３時半とか４時とかに終わるということで、居場所がないという声はかなりいただいているところです。

今、いろいろと事業者さんとか保護者の方にもアンケートとかをしながら、少し御意見はいただいているところではございます。やはり受入れ枠がないとか、事業者さん側にとっては、やはり送迎の人が確保しづらいとか、人材不足の点も聞いていますが、まだちょっと一部分ですので、今後しっかりともう少し調査をしていく必要が、御意見を聞いていく必要があるかなと思っていますので、ちょうど、今、４局の連携ということで、医療局や教育委員会、こども青少年局と我々健康福祉局で今、４局で検討しておりますので、その中で調査内容を固めながら、必要な対応策というのは検討していきたいと考えております。

○ **みわ智恵美委員**　いろいろなお声を聞かれながら対策を検討ということなのですが、ただ、今３時とか３時半で帰る、退所する、作業所などにいる時間をただ長くするという問題ではないと思いますので、その辺についての見解があったら伺います。

○ **片山障害福祉保健部長**　ただ長くというのは、受入れ時間を確保するだけではなくて、ほかにも課題があるのではないかという意図ということですかね。

○ **みわ智恵美委員**　はい。

○ **片山障害福祉保健部長**　それは体制みたいなことで言えば、先ほど申し上げたようなこともございますし、あと18歳を超えますので、本人の意思というところは一つ大事なポイントだと思っています。

御自身の意思決定というところを、どこに本当に行きたいのか、通いたいのか、過ごしたいのかというところの本人の確認とかは、一つ重要なポイントかなと思っております。

○ **みわ智恵美委員**　分かりました。そのとおりだと思います。映画に行きたいとか、お出かけしたいとか、いろいろあると思いますので、本当に本人の意思を大切にしてと思います。

そういうものも聞いていただきながら、ですから、障害がある当事者さんのお声も聞いていただきながら考えて、ぜひ検討を進めていっていただきたいと思いますが、その点はいかがですか。

○ **片山障害福祉保健部長**　おっしゃられるとおりで、これからしっかり進めてまいります。引き続きよろしくお願いいたします。

○ **みわ智恵美委員**　もう一点なのですけれども、説明資料14ページのところに総量規制という言葉が入っていまして、必要に応じて総量規制も含めた手法を検討しますと書かれていて、総量規制というと、自由に何かつくっていくのを押さえつけられる、この範囲内ですよと言われているのかなと思うのですけれども、横浜市の今このサービスの適正な量ということから考えて、総量規制に当てはまる地域なんでしょうか、伺います。

○ **片山障害福祉保健部長**　総量規制につきまして、まず法律上できるという規定がございまして、一定の量が増えた場合には、総量規制をかけられるということが決まっています。その中でサービスも、こういう

速報版

サービスですということでグループホームだったり、就労支援事業所だったりとか、いろんなサービスが規定されているわけです。

さらに、どういうふうにかけるかというところなのですが、今、国のほうからは要請が各自治体にきているのですが、全国的に見たときに、多いところと少ないところという地域偏在みたいなところが起きていて、多いところは少し抑制して偏在をなくすべきではないかという議論がある中でのこれは出来事なのですが、そういうサービス利用量が多い上位25%の自治体に対して、伸び率が大きいところを全国の伸び率までに抑えるという要請が来ているという状況があります。

横浜市はそれには結論から言うと、該当していないという状況ですので、現時点で総量規制をかけるということは考えていませんが、そういう流れがあるということを、こういう今回計画にも掲載していますが、載せることで、急にかけるとまた混乱が生じますので、こういう制度があるということを含めてお伝えするという意味で、今回の障害者プランには掲載をしています。

ただ、一方でやっぱり横浜市内を見ると、少し地域偏在というのはありますので、そこら辺をどうしていくか、もう少し事業量というのをしっかり見ていく必要があるかなと思っていますが、いずれにしても、まだサービス量が充足している状況ではありませんので、全体を見ていく必要があるかなと考えております。

○ **みわ智恵美委員**　まだまだ横浜市の中で偏在と言われるのですけれども、それはやっぱりその地域の理解だったりというところから、そこに集まる学校があったり、そういう中で地域の皆さんの理解もある中で、たくさんのそういう施設があるという場合もありますので、偏在しているという中でも、全体としては足りているのではないと思いますので、こういうこともできるんだというのはあるのですけれども、横浜市の実情をよく皆さんの声も聞きながらということで、法ではできるんだというのがありますが、改めて実情に合わない事態にはきちんと対応していただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○ **奥石かつ子委員**　ありがとうございました。私もＮＰＯで、主に成人の障害のある方と日常的に接しているのですけれども、そのやり取りの中で、ここはこども青少年局ですから、学童期ということが大事だと思うのですけれども、学童期にある意味、守られた環境の中で障害特性に寄り添っていただきながら、社会に出ると、やっぱりそこに大きな壁があって、せっかく就労しても、そこで新たないじめとか嫌がらせとかというのを経験して、せっかく伸びようとしているその芽がそこで摘まれてしまい、その後、ＰＴＳＤ様の症状が出る方もいらっしゃって、また、30、40、50になって、その出会いの中で再びまた才能を磨き直すみたいなことをしなくてはならないんだなというのを日々感じているのです。

そうすると、やはり学齢期から社会人になる、そのスイッチするところがとても重要だと思うのです。そこを渡していくのに家庭、一緒に暮らしている御家族の協力を得ながら、次のステージは自立というのが今度はあって、親亡き後を考えて、家も出て自立をしたいという思いは多くの方が強く持っているので、そのスイッチさせていくことがとても大事だと思っているのです。

結論がしっかりつかみきれていない中の質問で大変恐縮なのですけれども、この中で12ページに個別ニーズに対応するグループホームの設置を推進するというのがあって、グループホームを新たな支援機関として、単なる住まいではなく、学齢期からの特性も踏まえて情報共有するような、そういう支援組織となってもらうと、非常に有効なのではないかなというのが最近思っているところなのです。

今回、取組例として挙げていただいたグループホームのイメージ、規模とか、大型化していくのがいいと

速報版

か、いろんなその想定が、現段階で横浜市のビジョンを持っていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○ **片山障害福祉保健部長**　ありがとうございます。グループホーム、今、大変増えている中で、必要をどう担保していくかというのは我々も大きな課題ということで、委員御指摘の部分、大変共感するところが多くあります。

一般的に今グループホームにつきましては、世話人の方とかいらっしゃるのですが、今年から研修とかを組んで、しっかり質の担保をしていこうという、まず広い部分でベースの部分はございます。これはしっかりこれからやっていく部分です。

個別ニーズのところにつきましては、今までは先にグループホームがあってから、例えば利用されたい方を募集していたのですが、逆で、今回は発想を変えまして、まず利用したいという方を、まず見ますと、例えば基幹相談支援センターで相談いただいている方で重度の方がいますと、なかなかどこでも受入れが難しいという方について、チームを組んで地域の相談機関とか様々な機関で組んで、こういう方であればこういう部分で配慮すれば、こういうグループホームだったら生活できるのではないかと組み立ててグループホームを整備していくという、逆の流れを今、考えていまして、そういったちょっとオーダーメードな感じの小規模のグループホームということで、規模感も１名２名みたいな、かなり今までいうと４～６みたいな規模だと思うのですけれども、そこら辺の規模感は小さなものということを想定して、モデル的にまず進めていこうと考えています。

○ **奥石かつ子委員**　大変分かりやすい御説明でありがとうございます。健康福祉局との連携が大変重要になると思いますけれども、せっかくなので学齢期を担っている学生の時代に、学生が終わってからのほうが人生は長いですから、それをどうやって残りの30年、40年、50年を生きていただくかということを学齢期、基礎をつくる段階で、ぜひその情報共有をしていただきたいなと思います。

これは要望ということにさせていただければと思います。ありがとうございます。

○ **斉藤達也委員**　ちょっと今の関連もあるのですけれども、グループホーム、今ちょっと新しい考え方で設置していきたいというお話を伺いましたけれども、あと、やはり運営する側というか、実際に事業者になるのか、直営でやるのか、ちょっと分かりませんけれども、そういうところの想定というか、そういう事業者側との何か意見交換なんかはやっていらっしゃるのですか。

○ **片山障害福祉保健部長**　基本的に直営ではなくて民間のほうになってくるわけですが、グループホーム連絡会というグループホームを進めている団体の方がいらっしゃいますし、あと、受入れに当たっては、ある程度の社会福祉法人でこれまでの経験のある事業所の方もいらっしゃいますので、そういう方と意見交換を行って、しっかり進めていきたいと思っています。

○ **斉藤達也委員**　そういう横浜市の思いと、現場の実際に運営する側とうまく一致していく必要があるかなと思います。

あと、私からは、この素案のほうの本文というのですかね、資料ではなくて、本文のほうの12ページのところ、これ当事者の方のアンケートということで、いろいろデータが出ている一覧になるのですけれども、ここでいくと横浜市の人口は若干落ち着いているというか、減少傾向もあるというところですけれども、障害を持つ、手帳を持つ方は増えていくという今状態が続いているということですから、これ障害者プランは非常に重要なことだと思います。

速報版

それと、ちょっと先へいきまして、18ページですかね、精神障害者の方々が非常にやっぱり増えているというところで、メンタルヘルスとか心のケアとか、そういったところの施策も重要になってくるのではないかと思います。

それと、25ページのところ、生活の中で困ることがあるということで、上位３項目ということで、全体というところを見ると、役所や病院、銀行などの手続が難しい、36.3%とか、制度やサービスが分かりにくい、34.8%、外出が困難、これが33%。それから、この当事者の方が感じているところのかなり集約されているところだと思うのですけれども、ですから、これ手続が難しいとか、制度が分かりづらいということなので、こういうところの工夫を今後やはりどういうふうに局として、あるいは行政として取り組んでいくかということも大事だと思いますし、あと、外出が困難というのは、バリアフリーとかにも関わってくるのではないかと思いますし、階段とかエレベーターとか、そういったところの改善が必要とか、段差とか、そういったことを当事者の方々はやっぱり悩んでいるということなので、この辺の当事者アンケートに関して、局長はどういうふうにお考えになっているかを伺いたいと思います。

○ **福嶋こども青少年局長**　　このアンケートの結果については、真摯に受け止めたいというか、なかなか我々として、やり切れていないところがあるなという認識はあります。

全体で１位のところにあります手続が難しいといったところは、障害のある、ないにかかわらず、我々としてはやはり市民の方の利便性を高めていくということが大事だと思っていますし、ましてや障害のある方については、より一層の配慮が必要だと思っていますので、その辺は我々、こども青少年局はもちろんそうですけれども、関係する局としっかり改めてどういうやり方があるのかといったところは、これまでもやさしい日本語とかも含めてですけれども、取り組んでいるところはありますが、より分かっていただけやすいようなというところもあります。

それから、２の制度やサービスが分かりにくいというところも、それに関連してくるところがあろうかなと思いますので、そこについてもしっかり取り組みたいということと、外出が困難といったところについては、また、補足があれば健康福祉局のほうから補足していただきたいと思いますけれども、我々障害児の御家庭についても、やはり外出支援といったところが一つの課題になっているところがあります。

民間の事業者さん中心に、その辺をサービス等で担っていただいているところがありますが、そこについてもまだまだ課題はあると思っていますので、そこについても併せてしっかり検討していきたいと思っています。

○ **片山障害福祉保健部長**　　おおむねもう福嶋局長おっしゃられたとおりでございますが、あえて言えば、移動支援のところでいうと、大変ニーズの高いところでございまして、ハード面でいえば、これはもう我々健康福祉局やこども青少年局だけではなくて、都市整備局みたいなまちづくり局と一緒にバリアフリーのことを進めていきますし、あとはソフトの面で、例えばエレベーターで走って上がらないとか、そういう気持ちの部分というか、マナーの部分も周知していく必要があると思っていまして、ソフト、ハード両面からしっかりやっていきたいと考えております。

以上です。

○ **斉藤達也委員**　　その辺はしっかり取り組んでいただきたいと思います。

あと、もう一つ、37ページ、この災害時に不安に思うところの上位３項目というのが出ていますけれども、避難所で周りの人や知らない人とうまく過ごせるかというのが40.6%とか、あるいは避難所の人が自分の障

速報版

害を理解してくれるかというのは33.3%とか、避難所までたどり着けるかというのが30.9%ということで、最近、風水害というか、集中豪雨もあったり、あるいは地震もあるという中で、いろんなやはり不安を感じている。

これ特に障害の方も非常に不安を感じているということだと思いますので、この辺もやはり一つ一つ担当する方、あるいは関係する方とも、障害の方をどう受け入れていくのかとか、どう対応するのかとか、あるいはどなたがどういうふうに、どういう対応を災害のときに行うのかとか、そういうところもしっかりと点検できるところは、もう既にやっていらっしゃるとは思うのですけれども、より一層こういう不安が出ているということですので、そういう地域防災拠点の方だったり、あるいは関係する方ですよね、そういう方ともよくコミュニケーションを取っていただくということは必要だと思いますけれども、ここも局長のほうにお伺いしたいなと思います。いかがでしょうか。

○ **福嶋こども青少年局長**　まさにそのとおりだと、委員おっしゃっていただいたとおりだと思います。今年度から統括本部、災害対策についてという形で横浜市としても、より一層力を入れて取り組んでいくということになっておりますので、当然我々福祉部門、障害児・者の担当部署としても、しっかり実際の障害のお持ちの方のニーズですとか、あるいはお困り感といったことをしっかりお伝えする中で、実際の地域防災拠点等での生活しやすいといいましょうか、安心していただけるような環境を整えるように、しっかり検討を進めてまいります。

○ **斉藤達也委員**　私からは以上です。

○ **伊藤くみこ委員**　ありがとうございました。まず、プランを策定する上で、横浜市が先行してきたものが国の制度になったという施策がかなりあるということは、この障害福祉の分野におきまして、やはり横浜市としては大きな財産であると思っております。

そんな流れの中で、最近は国の制度も進みまして、児童発達支援や放課後デイサービスなど、様々な制度というのが確立されておりますけれども、この国の制度と制度の隙間を埋めるということが、横浜市としても非常に大事なことであると思うのですけれども、例えば、私が取り組んできた５歳児健診等の早期発見や、医療・教育、療育等の接続、保育園・幼稚園から小学校への切れ目のない支援や、家族支援や兄弟児への支援など、そういうものが非常に大切だと思っているのですけれども、このはざまの支援を行うということは、具体的にどのような形で考えていらっしゃいますでしょうか。

○ **安達こども福祉保健部担当部長**　御質問ありがとうございます。今、委員おっしゃられました５歳児健診のところにつきましては、引き続き今年度も実施に向けて今、最終的な検討を進めているところです。

今、委員おっしゃられました支援が必要なお子さんの状況に対しましては、区の福祉保健センターですとか、所属している保育所・幼稚園ですとか、あるいは療育センターなどが役割を分担しながら連携をして、しっかり隙間に落ちないように、いろいろ拾い上げながら支援をしていくというところで、今その体制について検討しているところでございます。

そのほかの今、委員が御指摘いただいたとおり、確かに療育センターの取組ですとか、放課後デイサービスの横浜市の取組が、かなり国のほうのいろんな取組のモデルになってきたというところはございますけれども、そのほかにもやはり実際当事者の方々がお感じになっている、もう少しこういったところは何とかならないのかなということは、いろいろ御意見があろうかと思いますので、先ほど来、出ておりますけれども、やはり当事者の方々としっかり意見を交わしながら、御意見をいただきながら、関係の局でしっかりとそれ

速報版

を受け止めて連携しながら検討していきたいと思っております。

○ **伊藤くみこ委員**　ありがとうございます。やはり国の制度だけでは足りない部分はしっかりと市としても上乗せをしていただいたり、やはり制度と制度の谷間になってしまうところ、この辺の支援強化というのもお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、発達障害や強度行動障害、あるいは高次脳機能障害などというのは、障害者手帳の問題や障害福祉サービスを利用していないという問題などがあって、その実態をなかなか把握できないという状況がございますけれども、この点をやっぱりしっかり把握しなくてはいけないと思いますが、その辺の具体的な制度構築の取組というのは、どのような形のものになっているでしょうか。

○ **片山障害福祉保健部長**　ありがとうございます。委員御指摘のとおり、人数が正確につかみ切れていないというのは、そのとおりでございますが、今いろんな名簿とかを登録していただくような形で、あと庁外でも、医療的ケアの方とか、あとは発達障害の方も、なかなかこれ難しいのですが、精神の手帳である程度は把握できたり、知的の手帳でとあるのですけれども、なかなか難しい現状があります。

強度行動障害につきましては、この秋から法律が強度行動障害者の支援法というのが成立しましたので、今後センターを設置して進めていくことになりますので、そうした中でもし把握できる限りしていきたいと思っていますが、少しそこら辺は研究をさせていただきたいと思っております。

○ **伊藤くみこ委員**　ありがとうございます。やはり、国の制度ということだけではなくて、横浜市としましてはやはり制度をつくることも非常に大切ですけれども、制度を利用できていない人、制度につながっていない人を見つけて支援していくということにも重点を置いていただきたいと思います。

その点を要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

○ **片山障害福祉保健部長**　すみません、強度行動障害の支援、法と言ったのですけれども、すみません、高次脳機能障害の支援者の法律です。ごめんなさい、ちょっと言葉を間違えました。すみません。

○ **伊藤くみこ委員**　分かりました。

それと、最後にもう一点、お聞きしたいのですけれども、今後は福祉分野においてもロボットやＡＩやＩＣＴ等の導入によって、介護業務等の負担軽減をしていくということを推進しておりますけれども、これ地域の生活において支える基盤づくりという形になると思うのですけれども、今、具体的に取り組んでいることはどんなことがあるのでしょうか。

○ **片山障害福祉保健部長**　かなり効率化というのは、事業所のほう求められている状況でありまして、単純に言えばパソコンを入れたり、ＩＣＴを使うというレベルもあるのですが、例えばプランを少しＡＩで作ってみたりとか、あるいはセンサーで夜の寝ている状況とかを確認するとか、あるいは介護ロボットという、もうちょっと分かりやすい、移乗するときに支えるようなロボットとか、そういうのが導入されつつあって、そういったものをイメージしているところでございます。

○ **伊藤くみこ委員**　そうしますと、まだ具体的にどの程度の効果が出ているかとか、そういうことは分からないですか。

○ **片山障害福祉保健部長**　そうですね。そういう意味でいうと国の補助メニューは最近始まったばかりでこれからだとは思うのですけれども、もちろん、ちょっと今、定量的に手元には持ち合わせていませんが、もちろん効率化というのは今、例えば紙でやっていたものが電子になるみたいな意味での効率化は進んでいるところでございますが、直ちに何が何時間というのは、手元には、すみません、ございません。

速報版

○ **伊藤くみこ委員**　今後その効率化というのは進んでいくかとは思うのですけれども、やはりどちらかというか、そういう福祉に従事する方が少し時間的に楽になるとか、体力的に楽になるとかということも非常に重要なことだとは思うのですけれども、効率化することによって、やはり空いた時間というものを直接人として向き合う、テクノロジーではできないような人としてしかできない仕事というものに集中できるような仕組みづくりをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

すみません、もう一点、申し訳ありません。個別避難計画のことなのですけれども、やはり医療的ケア児とか、重症心身障害児の方とか、発達障害児の方に関しては、災害時にはかなりの連携が必要だと思います。

やはり、家庭と、あとは学校や保育園など、あるいはこども青少年局や教育委員会、あるいは健康福祉局など、そういう横断的な対応が必要になると思いますけれども、これやはりこの医療的ケア児とかになりますと、人工呼吸器など様々な配慮と、あるいは付添いということも必要になりますけれども、これは子供の防災という形でしっかりとした視点を持っていかなくてはいけないと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○ **片山障害福祉保健部長**　ありがとうございます。まさに医療的ケアのある方がどう避難するかというのは大きな課題の一つになっていまして、今、医療局のほうが主にはなっていますが、局間連携して、個別、いわゆる避難計画みたいのをつくりまして、どうやって実際の避難所に移動するかとか、そういうことを今、徐々に進めているところでございます。

○ **伊藤くみこ委員**　ありがとうございます。やはりこれもしっかり取り組んでいただくことと、あとは今後恐らくデジタル化ということで、スマートフォンとか、そういうものでもいろんな計画をすぐ見られるような方向性ということにはなっていくのかとは思うのですけれども、やはり発災時というのは電源がないという状態とか、電源が切れてしまえば見えないということも起きますので、やはりデジタル、プラス紙という二重のバックアップ体制みたいなのを取って、進めていただくことを要望いたします。

以上です。

○ **藤代哲夫委員**　13ページ、経営コンサルタントの派遣ということで、現状としては福祉サービス事業所の経営というのは、非常に人材不足も含めて、また財政的にもというところもあるかと思うのですけれども、専門的な知見ということのアドバイザーということなのですが、これは具体的にどういう方々で、どういう例えば資格を持っているだとか、その辺のもう少しこの経営コンサルタントの専門的な知見を有したアドバイザーというところも含めてなのですけれども、少し具体的に教えていただけますか。

○ **片山障害福祉保健部長**　ありがとうございます。この分野、なかなかこういう方がいらっしゃらなくて、探すのが結構正直言うと、大変なところがございまして、東京のほうで実際実績を積んでやっている事業者さんがいまして、その方が特に通所系の事業所に対して、こういう加算が取れるのではないかとか、例えばこういう物を売ったほうが収入が増えるのではないかみたいなことを提案してくれるような事業者さんがいまして、その方にちょっと今お願いをして、まずは令和７年度に２か所程度やりまして、令和８年度から10か所というところでやっているところでございますが、今後、拡大していきたいところはあるのですが、ちょっと事業者さんをどう確保していくかということは我々も課題だと捉えています。

○ **藤代哲夫委員**　今のお話を聞くと、なかなか東京に１社ということもあるので、それを広げていくということになると、現実的に対応ができるのかなというところも少し考えなければいけない部分だと思います。

確かに、どこの業者か分かりませんけれども、専門的知見を持っていらっしゃるとは思いつつも、やっぱ

速報版

りケース・バイ・ケースの部分もあろうかと思いますので、その辺の体制というか、派遣のやり方ということも、もう少し横浜市としても現状を把握しながらお伝えをするというやり方も必要だと思うのですけれども、その辺のやり方というか、考え方はいかがでしょうか。

○ **片山障害福祉保健部長**　ありがとうございます。今始まったばかりですので、我々の市の職員のほうも一緒に同席する形で現場に行って一緒に課題を共有したり、もちろん、得意分野、不得意分野ありますので、我々のほうで分かる分野は我々でフォローするとか、少し今お互いでこういうのを作り上げているような状況も多少ありますので、そういったことをフォローしながら、事業者任せにせずに一緒にやっていこうとは思っております。

○ **藤代哲夫委員**　ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、先ほどもちょっと質問が出ていました６番のサービスの14ページです。適正な量の質の確保ということなのですけれども、いろいろそのサービスに、それから当事者の方々のニーズに適切に応えていくということになると、やはり需要と供給でいけば、バランスというものも考えていかなければいけないということで、事業所数やサービス提供状況ということなのですけれども、これはやはりある一定のところで線を引くということは必要なことではないかなと思っています。

いわゆる、いろんな当事者の方々の意見を聞くということになってくると、当然、今言ったような、さっきいろいろ福祉事業者さんなんかの意見も聞きながらやっていくということは大切なことなのですけれども、では、それを増やせばいいのかということ、量を増やせばいいのか、質なのかということの考え方も出てきますので、その辺もしっかりどこがコントロールをしてやっていくのかという、これはプランですから、このプランに基づいてコントロールしていくということだと思うのですけれども、やはり先ほども出ていました公民連携の取組というところも必要なことだと思いますので、ぜひ、この人材の確保でどういう問題があるのか、もう少し細部までいろいろ検討した上で、このプランに基づいた取組を進めていっていただきたいと思うのですけれども、その辺は局長の見解を伺いたいと思います。

速報版

○ **福嶋こども青少年局長**　ありがとうございます。総量規制等については、先ほど健康福祉局のほうからも片山部長からも御答弁差し上げたとおりですが、今、委員御指摘のとおり、今後は今現状で言うと、もちろんこの事業、この資料で言いますと14ページの点線囲みの中で総量規制、総量規制だけの話ではありませんけれども、事業ごとにまだまだ足りないものもあれば、一定程度満たされている、あるいはそれは地域によってもまた違うというところはありますけれども、本当にバランスを取っていくことが必要なんだろうなと思います。

人材が確保できていない一方で、状況もありますので、質を確保するということが何より大事だと思いますので、事業所数が増えてもなかなか質が確保されないと、障害のある皆さん方に結果として御迷惑をかけることにもなりますので、そういったことについてはしっかりバランスを見ながら、各事業ごとにということにはなってくるかと思いますが、しっかりそれも見極めながら、事業については進めてまいりたいと思います。

○ **藤代哲夫委員**　よろしくお願いします。

以上です。

○ **福島直子副委員長**　今、質と量の大事なお話が出たわけでありますけれども、障害のある方には個別の対応が大変大事な状況がますます増えていくということで、誠にそのとおりだろうと思います。そして、年齢

層によって成長の度合いによって、その支える内容も実に多様になっていくのかなとも思うわけですけれども、この人材確保に関して、先日まだ就学前の重度のお子さんをお持ちのお母さんから、仕事をぜひ継続していきたいけれども、やはり子供を小学校に上がってから、預ける場所を探すのが大変に困難ですという訴えをいただきまして、それはもう一にかかって、そのお子さんの障害に適したケアをしてくださる施設というのか、人材というのか、それがうまくマッチングができないので、自分としても一生懸命探しているけれども、うまく探し切れないということで非常に不安に思っていて、将来的に仕事が続けられるかどうかは分かりませんと、そういった不安があるので、何とか解消してもらいたいという、実に切実なお話をいただいたのですけれども、そうおっしゃって、私も本当に切実だなと。

今、子育てを始めたばかりの方が障害のあるお子さんを抱えて、子供のためにも仕事も続けていきたいし、経済的な確保もしっかり取り組みたいという声は、実にそのとおりだろうだろうと思うのですが、そこでその人材の確保については誠に悩ましくて、この障害の分野にかかわらず、教育の分野であれ、保育の分野であれ、介護であれ、全ての分野で人材不足なのですけれども、この概要版の13ページに、そうした中で福祉人材の確保・育成の支援ということで、あわせて新たに外国人材の確保策も検討しますとあるのですが、今度の６年間の取組の中ではどんな方向性でいこうとしているのか。現状をお分かりのところを御説明いただければと思います。

○ **片山障害福祉保健部長**　ありがとうございます。児童の分野と政治の分野で人材の供給の仕方も少し異なるのかもしれませんが、全体の話としますと、やはり人材不足というのは委員おっしゃるとおり、これもう日本全体で起きていることで、大変深刻な課題だと捉えていますが、就職の相談会とか、フェアとか、講演会みたいなのもやっていますし、あとはお子さんが体験するような、そういう職場体験みたいなことで、将来関心を持ってもらうような中長期的な取組もしています。

この外国人のところは、これは障害の分野ってちょっと高齢と違って少し外国人の方が働くという場面が少なくて、ちょっとまだこれからという状況です。

採用のほうは少しずつ進んできてはいるのですが、やはり外国の方だと文化が違ったり、日本に来たけれども、なかなか続かないとか、いろんな課題がありますので、ここら辺はちょっと大学とか医師会の皆さんとちょっと相談しながら、どうやったら定着できるかというところも含めて今、検討を始めようというところでございます。

ちょっとそういったことも含めてやっていきたい部分と、あと先ほどお話に出た効率化、確保するだけではなくて経営の効率化みたいなこと、ＩＣＴとかＡＩとかを使うということも併せて、一緒にやっていくということを考えているところでございます。

○ **福島直子副委員長**　このプランの中では、これから取り組むという方向性が示されたということであって、まだ工程表とか、そこまではいかないという状況と理解すればいいですか。

○ **片山障害福祉保健部長**　もう就職のフェアとか、そういう相談会というのは、もう常にやっているところで、それはもう事業者さんとも毎年打合せしながらやっていて、これはやっています。

外国人のところが少し新たなもので、さっきの経営の効率化は去年ぐらいから本格的に進めているものというところでございます。

○ **福島直子副委員長**　伺いたかったのは外国人の方の採用について、介護分野などでは少し制度的に国のほうからも取組があるわけですけれども、この障害福祉分野においての外国人の人材の登用というのは、どん

速報版

なふうになっていくのかなというところを知りたいと思いました。

○ **片山障害福祉保健部長**　我々が社会福祉法人の方とお話ししていると、なかなか障害の特性ゆえに、どう説明していいのかとか、どう理解されるのか難しいのではないかみたいな声もあったりする中で、なかなか介護の分野のように進まないのではないかとか、様々な御意見がある中での現状がございます。

ですので、ただ、実際、本当に一部なのですが、もう既に高齢の分野から移ってきて障害の分野で働いている方がいて、活躍されている方もいらっしゃるので、可能性があるのではないかと我々は思っていますので、少しその分野をこれから力を入れていきたいと、今そういう状況にございます。

○ **麓理恵委員長**　では、他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

健康福祉局及び教育委員会事務局の職員の方は退席されて結構です。ありがとうございました。

（関係職員退室）

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　**第３期横浜市子どもの貧困対策に関する計画の検討状況について**

○ **麓理恵委員長**　次に、第３期横浜市子どもの貧困対策に関する計画の検討状況についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

○ **福嶋こども青少年局長**　それでは、第３期横浜市子どもの貧困対策に関する計画の検討状況についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

○ **福嶋こども青少年局長**　それでは、第３期横浜市子どもの貧困対策に関する計画の検討状況について御説明いたします。

資料の２ページを御覧ください。

１、趣旨ですが、第２期横浜市子どもの貧困対策に関する計画の計画期間が令和８年度末で終了することに伴い、引き続き実効性の高い施策を展開していくため、令和９年度から令和13年度までの５か年を計画期間とする次期計画を今年度に策定する予定です。

本日は、計画策定に向けて本市の子供の貧困に関する実態等を把握・分析するために、令和８年７月から８月にかけて実施したこども・保護者向けのアンケート調査及び団体等へのヒアリング調査の結果の速報や、計画の基本目標等の検討状況について御報告いたします。

３ページを御覧ください。

２、実態把握のための調査についてですが、まず、（１）こども・保護者向けのアンケート調査について御説明いたします。

表に記載のとおり、５歳児の保護者、小学５年生及びその保護者、中学２年生及びその保護者、高校２年生世代及びその保護者を対象に実施いたしました。

調査期間は表の下から２行目に記載のとおり、令和８年７月15日～８月12日まで実施しております。

その下の行にそれぞれの回答数を記載しておりますが、子供からは合計１万2433件、保護者からは合計１万8794件の回答をいただいております。

４ページを御覧ください。

（２）団体等へのヒアリング調査ですが、目的は日頃から多くの子供や家庭への支援に関わっている方へのヒアリングを通じて、数字には表れにくい子供や家庭の状況、必要な支援等を把握するためのものです。

速報版

対象については表に記載のとおり、寄り添い型生活支援事業をはじめ、様々な施設事業等の担当者にヒアリングを実施しております。

調査内容ですが、子供や家庭の抱える困難・課題、関係機関との連携状況・課題、支援に当たっての課題などについてお伺いしております。調査期間ですが、令和８年８月５日から行っており、９月下旬まで実施する予定でございます。

５ページを御覧ください。

３、計画検討のプロセス及び方向性についてですが、計画の検討に当たりましては、外部有識者や支援団体等の関係者から成る横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議や、関係区局による庁内連絡会を開催し、検討を進めています。

計画の基本目標や施策体系等については、現行計画を基本的に継承しつつ、よこはまわくわくプランや令和７年４月施行の横浜市こども・子育て基本条例に掲げられている、こどもが意見を表明する機会の確保の視点などを新たに盛り込みます。

今後、子供、保護者向けアンケート調査や団体等へのヒアリング調査結果も踏まえて、計画素案を策定してまいります。

６ページを御覧ください。

４、計画の基本目標等の案について、（１）基本目標ですが、全ての子供のウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創る子供一人一人が自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまちよこはまを目指しますとしました。この基本目標は、よこはまわくわくプランにおける目指すべき姿と合わせる形で設定したものです。

７ページを御覧ください。

（２）主要施策と目指す状態像ですが、早期発見・早期支援、子供への支援、子育て家庭への支援、一人一人の状況に合わせた個別支援の考え方に基づき、４つの主要施策で構成しています。

主要施策１は、気づく、つなぐ、見守るで、目指す状態像は困難を早期に発見し、切れ目なく支援につながっているとしています。

主要施策２は、子供のウェルビーイングを支える支援で、目指す状態像は、全ての子供が豊かな学び、体験を積み重ねながら、夢や目標を持って健やかに成長しているとしています。

主要施策３は、生活の基盤を整えるための子育て家庭への多面的な支援で、目指す状態像は日常生活が安定し、安心して子育てができているとしています。

主要施策４は、子供一人一人の状況に合わせたきめ細かな支援で、目指す状態像は貧困の背景に留意しながら、多様な境遇にある子供たちにそれぞれ必要な支援が行き届いているとしています。

あわせて、これら４つの主要施策を支える基盤として、子供の豊かな成長を支える教育保育の推進を掲げています。

８ページを御覧ください。

（３）施策展開に当たっての視点として、今回新たに１、全ての子供のウェルビーイングを支えると、６、子供が意見を表明する機会の確保を加え、記載している６つの視点で進めていきたいと考えております。

９ページを御覧ください。

５、こども・保護者向けのアンケート調査結果について御説明いたします。

速報版

子供、保護者それぞれのアンケート調査の主な設問の結果速報について、年代別及び所得区分別にまとめております。

なお、今回の調査結果で記載しております３つの所得区分は、国による2022年国民生活基礎調査を参考に、本調査独自の区分として設定しています。

下の枠囲みの参考にございます所得区分の定義ですが、所得区分１が最も所得が低い区分で、世帯人数別に算出した可処分所得がおおむね国の貧困線を下回る世帯となります。

10ページを御覧ください。

ここからが調査結果の内容になります。

（１）保護者が過去１年間にお金が足りなくて必要とする食料が買えなかったことの有無については、よくあった、時々あったと回答した割合は、各年齢層の保護者の約５～７％となっています。また、所得区分１に該当する世帯では、約４人に１人がよくあった、時々あったと回答しています。

11ページを御覧ください。

（２）子供の最近の学校以外での生活の満足度については、満足している、どちらかといえば満足しているの割合が９割を超える結果となっています。また、所得区分による大きな差はない状況です。

12ページです。

（３）保護者の最近の生活の満足度については、満足している、どちらかといえば満足しているの割合は約８割で、子供と比較するとやや低くなっています。所得区分による割合の差が大きく、所得が増えるにつれて満足度は上がる傾向が見られます。

13ページを御覧ください。

（４）子供が将来の夢や目標を持っているかどうかについては、当てはまる、どちらかといえば当てはまるの割合は７割弱から約８割となっています。また、所得区分による大きな差はない状況です。

14ページです。

（５）保護者は、子供は将来、現実的に見てどの学校まで進学すると思うかについては、所得区分にかかわらず、大学・大学院までの割合が最も高くなっています。ただし、所得区分が低いほど、その割合も低くなっています。

15ページを御覧ください。

（６）保護者が子供は将来どの学校まで進学すると思うかについての理由は、所得区分１における家庭の経済的な状況から考えての割合は５～15%となっています。また、子供の年齢が上がるにつれて、お子さんが希望しているからの割合が高くなっています。

16ページになります。

（７）子供が今、居場所となっているものについては、家庭や自分の部屋の割合が高くなっています。また、各年齢層で差はありますが、インターネット空間の割合も高くなっています。

17ページを御覧ください。

（８）子供が困っていることや悩み事があるとき、相談できると思う相手については、全ての年齢層で親、学校の友達の割合が高くなっています。また、生成ＡＩの割合は、年齢が上がるにつれて高くなる傾向となっているほか、誰にも相談したくないの割合が４～８％となっています。

18ページを御覧ください。

速報版

（９）保護者が現在心おきなく相談できる相手については、全ての年齢層で家族、親族、友人、知人の割合が高く、５歳児の保護者は幼稚園、保育所、学校の先生の割合も高くなっています。次いで、年齢層で差があるものの、生成ＡＩの割合も高くなっています。

次の19ページには参考として、本調査における所得区分の定義等の詳細を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

続いて、20ページになります。

６、団体等へのヒアリング調査における主な御意見について御説明いたします。

まず、（１）近年の子供、家庭の状況や課題として、共働き家庭の増加等により保護者が子供と関わる時間を十分に確保できなくなっている。そうした状況を背景に、愛着形成や対人関係に課題を抱える子供が増えている。発達障害、精神的不調、家庭環境の課題など、複数の困難を重複して抱える相談が増えているなどの御意見をいただきました。

また、（２）ＳＮＳ・インターネット環境の影響として、ＳＮＳ等の普及等により対面での関わりが減少し、人とのつながりをＳＮＳに求める子供が増えている。相談や情報収集をＡＩやＳＮＳで完結させる傾向も見られ、人と会って相談することへの心理的負担が高まっているなどの御意見をいただきました。

21ページになります。

（３）不登校に関する状況として、不登校支援の選択肢や学びの場は拡大しており、家庭や子供が必要な支援を選択できる環境づくりが重要、不登校の低年齢化が進み、保護者の就労継続に影響する事例も増えているなどの御意見をいただきました。

（４）子供の体験機会の格差拡大として、子供の体験活動にかけられる費用の差が子供の経験格差につながっている。保護者の送迎負担等により、子供が体験機会の参加を断念するケースが見られるなどの御意見をいただきました。

（５）家庭、保護者支援として、支援が必要な保護者ほど支援につながりにくく、家族全体を支援する視点が重要、学齢期以降の保護者支援は、未就学期と比べて足りていないなどの御意見をいただきました。

22ページを御覧ください。

最後に７、今後のスケジュールですが、令和８年12月の第４回市会定例会において計画素案を御報告した上で、令和９年１月にかけて計画素案について市民意見募集を実施します。その後、令和９年３月の第１回市会定例会において計画原案を御説明し、計画を策定する予定です。

御説明は以上です。

○ **麓理恵委員長**　　報告が終わりましたので、質疑に入ります。

○ **白井亮次委員**　　ありがとうございます。１点だけ、17ページと18ページなのですけれども、子供でいうと誰にも相談できない、誰にも相談したくない、大人・保護者でいうと、いないがほしい、いないが必要ないというところで、ここへのアプローチというのは、現状どのように行っているんでしょうか。要は、相談相手というのは大変重要なので、そういったことに対してのアプローチを教えてください。

○ **久保田企画部長**　　まず、子供につきましては、学齢期のお子さんが中心ですので、例えば学校などで相談に関する情報提供などを行いまして、ＬＩＮＥなどで相談できる体制も取っております。

また、それから親御さんにつきましては、パマトコなどを活用して、そういったものの周知なども行っておりますが、ただ現状ではこのような形で知られていないのか、もしくは利用するという意思がお持ちでな

速報版

いのかというのは、ちょっとこのアンケートだけでは分からないところもありますけれども、今現状ではそうなっています。

○ **白井亮次委員**　ありがとうございます。これは大変重要だと思いますので、ぜひ、次期計画、強化をしていただきたいと思います。

あと、やはり貧困というところですけれども、声なき声といいますか、そこをどうやって拾っていけるかというところが大変重要だと思いますので、アンケートはたくさん集まりましたけれども、引き続きヒアリングといいますか、意見収集には努めていただいて、そうしたところに質的なところも含めてアプローチをしていけることを要望いたします。

以上です。

○ **みわ智恵美委員**　御説明ありがとうございました。前の貧困対策に関する計画を策定していただくときにも、専門家の方に御意見を伺って作っていたと思います。今回こういうアンケートがとられて、この計画が今度の第４回定例会で出されるということなのですが、ここに向けての流れといいますか、策定の流れ、どんなふうになるのか、ちょっと改めて教えてください。

○ **久保田企画部長**　今、専門家の御意見ということもございましたけれども、今まさに各関係の様々な機関であったり、団体にもヒアリングをしてございます。そういったものを取りまとめまして、また先ほどの御報告いたしました様々なアンケート調査の、今こういった定量的な部分だけではなくて、今、委員からもありましたけれども、様々な御意見を自由意見欄でもいただいているのです。

そういったことの文言の分析などもして傾向を把握した上で、どういった対策を横浜市としてさらに取り得るのかということを検討した上で、この案をまた第４回定例会などでお出しをしていきたいと考えてございます。

○ **みわ智恵美委員**　分かりました。こちら、団体等へのヒアリング調査とも書いてあったりするのですけれども、まとめていくときの方向性の力といいますか、そこで柱になる計画をつくっていく、柱になる専門の方とかが選ばれていたりするのかどうか伺います。

○ **福嶋こども青少年局長**　今回の計画策定に当たって、今回第３期になりますが、第２期、第１期もそうですけれども、学識経験者の方であれば、そういった貧困のことですとか、あるいはひとり親家庭の支援等に精通された方、あるいは実際現場で支援に当たっていらっしゃる団体の方、それから保育所ですとか、あるいは学校の関係者にも有識者として入っていただいて、議論を進めているところでございます。

○ **みわ智恵美委員**　分かりました。そういう方々が今回のアンケートを見て、それから今の社会的な動き、新しいＳＮＳの問題なんかもありますし、本当に格差が広がっている事態などに対して、どう横浜市が貧困対策に関する計画を作っていくのかということで、大体こういう方向性にしていきますよという市民公開型のパネルディスカッションみたいな、そういうものが企画されているのかどうか伺います。

○ **福嶋こども青少年局長**　現時点で、そういうパネルディスカッション的なものは予定をしておりませんが、当然、計画策定していくに当たっては、我々で議論した後、外部有識者の方の御意見も伺いながら作った後に、当然意見募集を行った上で、その意見も反映した形で新たな第３期計画を策定したいと考えています。

○ **みわ智恵美委員**　分かりました。ありがとうございます。前のときにも一番困っているところにスポットを当てて、そこを何とかしようというよりは、一番困っている方々を本当に安心して暮らせる状況にしていくには全体を引き上げていくというか、全体に関わる施策がすごく大事ということも改めて伺ってきました。

速報版

例えば、給食を全員が食べられるものにしていくだったり、子供の医療費無償化の年齢をしっかり引き上げて、誰でも安心して医療にかかれるとか、そういう基本的なベースのところを誰もがということを基本にすることが一番困っている人、声を上げられない方々にも、横浜市としての施策がしっかり普及していくと考えるのですけれども、そういう点について、これまでもそういうものを底流にしてこの計画を立てられてきていると思いますが、その点について、今回、横浜市の方向性としては、どういう狙いというか、趣旨というか、方向性を持って進めていきたいと考えておられるのか、伺えたらお願いします。

○ **福嶋こども青少年局長**　今、委員もおっしゃっていただいたとおり、子供が生まれた環境、あるいは経済的な状況、家庭の状況によって将来の学習の場であったり、あるいは就職につながることもあると思います。あるいは体験機会、そういったことに選択肢の幅が広がってはいけないと思っています。

そういったことがないようにすると、貧困の連鎖ということもそうですけれども、そういうことがないようにということで、この計画はつくっていきたいと思っていますが、その基本目標ですとか、あるいは我々として大事にしたいことというのが、今日の資料のところで６ページの基本目標ですとか、あるいは主要施策、目指す状態像といったところで形にはさせていただいて、まだまだ案という感じですが、また、これも先ほど企画部長のほうからも御答弁差し上げたとおり、今後また団体等からヒアリングさせていただいた、今日、速報を御報告いたしましたが、そういった中ですとか、あるいはアンケートの自由意見欄といった中もさらに精査する中で、より実効性があるもの、ちゃんと響く内容にしたいということで、今回３期目になりますけれども、貧困の状態は２期目だから、３期目だから、すぐ変わることではないかと思いますので、大切にしてきたものは継承しつつ、ただ、また時代に即した新たな取組といったことについてもしっかり考えていきたいと思っています。

○ **みわ智恵美委員**　ありがとうございます。よろしくお願いします。

○ **奥石かつ子委員**　御説明ありがとうございます。子供の貧困と聞くと、いつも違和感を感じるのですけれども、子供自体はそもそも仕事に就かない学齢期を送っているので、子供が貧困なのではなくて、その子供がいる家庭が子供にお金が回らないということだと思うのです。それが予測できるから子供を産まない家庭も増えていってしまうのです。

少子高齢化で子供を安心して産める社会をつくらなければいけないのに、子供を産んだ途端に子供の貧困、子供さんがいる貧困家庭になってしまう、は嫌だから、夫婦２人で生涯を送るという選択をする人が増えてしまっているという問題があると思うのです。

この状態だと対処療法というか、子供さんに体験の機会が提供できないのをどうしようかという、そのもっと手前で子供を産んでも大丈夫という、しっかりとしたその子供が育てられるという経済的なことも含めてということをメッセージとして伝えていかないと、貧困家庭が怖くて子供が産めなくなってしまうということだと思うのです。

そうすると、何か共働き家庭が増加して、子供が、20ページに記載がありますけれども、子供と関わる時間が十分確保できなくて、愛着形成とか人間形成に問題を抱えるというと、そんなことを考えたら何が悪いのか、では、共働きしないと暮らせないから働く、子供を産んだけれども、子供は育てられない、発達障害みたいな堂々巡りなことになっていくと思うのです。

そうすると、この後、教育委員会で部活の在り方というのも、私たちは議論していかなければいけないのですけれども、やっぱり豊かな体験機会がある人間を社会に送り出していけば、困難を乗り越える力のある

速報版

大人が社会を構成するようになって、その方たちがまた次の子供への体験を生むということになっていくという、日本の体験、あちこちで豊かにあった社会を取り戻さなければいけないと思うのですけれども、そうすると、家庭の経済状況をよくしなければいけないので、子供にお金がやっぱりかからないようにしたほうがいいと思うのです。

例えば、今ある学校施設という、学校には資産がたくさんあって、私は学校施設を有効に使って体験の場をということに賛同して、ずっとそれ応援しているのですけれども、それを提唱している方、神奈川大学の名誉教授の大竹弘和先生という方がいらっしゃいますけれども、社会全体の中でお金がなくても豊かに暮らせるものをしっかり提供し、家庭の経済状況を圧迫しない子育てというのをつくらなければいけないので、そのことを記載した計画をつくっていかないといけないと思うのですけれども、もし、その発想に共感していただけるとするならば、計画の中のどの部分になるかというのをちょっと、私が気がついていないだけかもしれないので、説明していただけるとありがたいです。

○ **久保田企画部長**　まず、委員の御発言の前半の部分で申し上げますと、いわゆるお金の御心配とかということについては、今回、提出いただいたアンケートの中でもかなり本当に切実なお声を頂戴しております。

そういう中で貧困対策の貧困の解消というものについては、委員のおっしゃるように、お金の部分だけではないと思っていますので、経済的な意味では現金給付と現物給付と言いますけれども、委員がおっしゃったいわゆる現物給付、お金がなくても公的なサービスがきちんと提供される、また利用することができるという社会に整えていくという部分と、それから現金給付を充実していくという、両方のアプローチがあると思うのです。その両方をやっていかなければいけないと、まず私は考えています。

この計画の中では、特に今おっしゃったような市として様々な機会というものを、現金ではなくて現物で機会を提供していくということは、まさにやっていかなければいけないところだと思いますし、ちょっと我々のこども青少年局でお答えできることではありませんけれども、その体験機会の中で学校というものをどう位置づけていくのか、部活であったり、また学校の建物やグランドというものを活用していくということも含めて、市として検討されるべきものだろうと考えてございます。

○ **奥石かつ子委員**　ありがとうございます。ここで話すことではないと思いますけれども、連動しているので、部活を地域移行にしていこうという考え方が、今、国とかでもありますけれども、例えばその地域に移行していこうとしたら、豊かな地域があるから移行することができるわけですよ。そうすると、地域が豊かでなかったら移行先がないわけですよね。

そうすると、今、私たちが生きている今の現在は、地域が豊かなのは、やっぱり長年にわたる部活というものがあって、多くの人が部活を経験してきて、だから、あちこちにいろんなことができる大人がいっぱいいるのですけれども、それをやめてしまったら、将来にわたって豊かな担い手となり得る人材は、では、どこで育てるのか。何か特殊な好きなものに特化してお稽古事ができましただけでは、地域全体が豊かとはなっていかないと思うのです。

そうすると、機会の創出というのは物すごく大事で、いろんなことに触れられるという地域社会をつくっていかなければいけないということだと思いますので、やはり貧困ということを入り口にしても、やっぱり経験の豊かさというのは日本が誇れる文化だと思いますので、やっぱりそういう日本をいつまでも持続可能にしていくために、ぜひそういうことも強く計画の中で打ち出してもらって、それで対症療法ではない、そういう社会をつくっていくんだという計画にしていただきたいと思いますので、これも要望になるかと思い

速報版

ますけれども、よろしくお願いいたします。

○ **髙橋正治委員**　御説明いただいているとか、いろんな議論の中でやっぱり子供が貧困状態にあることとの共生、要は共に生きていくというか、そういうことが本当にそういう中の社会の中でどうしていくのかというのが６ページのところの基本目標の中で、全ての子供のウェルビーイングを社会全体で支えというのが、まさにこういった共生社会、そういうふうな中でやっぱり難しいのが、本当にこの支援だけではなくて、そういうふうなことを考えていくと７ページのところで、ここの中でやっぱり子供の豊かな成長を支える教育・保育の推進という、やっぱり教育、生きる力というのは、この６ページのところで、要は豊かで幸せな生き方を切り拓く力とかという、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまちよこはまを目指します。

ここがまた共生社会みたいな、そういう表現になっているのですけれども、この理念をどういうふうに社会に実装していくというのが、やっぱりそういうことをやっていかないと、この計画が横浜に浸透していくということの理解というか、そういうふうなこの全ての子供のウェルビーイングを社会全体で支えという、共生みたいなところをどういうふうに計画の中というか、これからの計画の中でこの部分で進めているのですということを、今この中でどこで進めているのか、そして、それを実装させていくためにどういう今後やっていくのかというところだけ確認させてください。

○ **久保田企画部長**　今、委員おっしゃった部分については、我々理念としてこの中でちゃんとうたっております。しかも、もちろん実装していく中に当たっては、この計画の中だけで対応できることではなくて、我々であればこども・子育てプラン、わくわくプラン、子ども・子育て支援事業計画のわくわくプランの中でもやっていることでもございますし、一方で他局、教育委員会だったり、健康福祉局だったり、またがるものもございますので、それをこの計画の中では、現在、例えば進学に関する支援だったりとか、生活に関する支援、それからこれは健康福祉部でやっているものとこども青少年局で担っているものと、様々にまたがってございますけれども、そういったところをより時代に合ったもの、また、先ほど申し上げたようなアンケートとかで把握をしたニーズにきちんと合ったものにまず変えていくというのが１点であると考えております。

○ **髙橋正治委員**　分かりました。結構です。

○ **東みちよ副委員長**　御説明ありがとうございます。この貧困調査に関して、保護者と、あと当事者である子供の意識の違いというのも、これは明らかになったところはちょっと注目したいと思いました。

この10ページと11ページです。保護者はやはり所得区分によってお困りということをしっかりと意識されているのですが、子供というのは、例えば、私、ヤングケアラーの調査などもしたのですが、朝御飯が食べられなかったとしても、それが満足か満足でないかということを気づかないのですね。

うちって変なのということを逆に聞いてくる。それが当たり前の生活をしているので、子供にとってはそれが満足か不満であるかということが分からない状態が実は小学生にはあります。

ですので、所得区分による大きな差は、このアンケート調査では出てこなかったのですが、やはりそこは子供に寄り添って周りの大人、教職員がしっかりと観察して声をかけたり、そういうことが必要かと思いますが、この分析はいかがでしょうか。

○ **久保田企画部長**　今、おっしゃったとおり、特に低年齢のお子さんについては、生活の満足度と、それから家庭の所得状況というのが連動していなくて、それは、ある意味でポジティブな部分もございますけれど

速報版

も、ただ、逆に自分が困っている状況にあることに気がつけないという、委員おっしゃったように、自分の家庭というものを客観的に見ることがまだできないという状況の表れでもあると思います。

ですから、そういったところを、ここでも我々も、気づく、つなぐということを今回の基本目標の案に入れておりますけれども、そういった中できちんと気づいて、必要な支援が得られるようにつないでいくということが我々の仕事であると考えております。

○ **東みちよ副委員長**　ぜひ、そういった細かなケアをお願いします。逆に子供たちはそういったことで、13ページだと、素直に将来の夢や目標を所得にかかわらず持っているというところは、本当に希望あることだと思うので、それは教育の力かと思います。

あともう一つ、ＳＮＳやインターネットの依存に関してなのですが、この16ページで居場所となっているものに関して、インターネット空間というものが、所得区分が低いほうが依存度が高いという、これはその次のページで誰にも相談できない、したくないという数の多さともしかしたら連動するのか分からないのですが、今、日本だけでなく、海外でもこのインターネット依存、ＳＮＳで様々な問題が子供たちに起きているとか、それも発達にも関係があるのではとか、いろいろな科学的見解も出ている中で、やはり子供たちがインターネット空間に依存してしまいがちな環境というものももう少し調査して、例えば今のいじめとか不登校にどうつながっているのかとか、そういうことも調査する必要があるのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

速報版

○ **福嶋こども青少年局長**　御指摘ありがとうございます。貧困の御家庭の子供は孤立しやすいという調査結果もございます。我々、ちょっとまだ今回のアンケートについてクロス集計等これからになりますので、そこは見ていかなければいけないと思っていますが、そういう意味では、やはり孤立してしまうと、当然子供たち、何か困難があっても、それを表出できない状況といったところは状態を悪化させてしまいますので、そこについての対応というのはしっかり考えていく必要があると思いますし、そこは単純に貧困対策、経済的な話だけではなくて、福祉的な視点、あるいは教育的な視点も持って、関連局がそこは連携してしっかり対応を、これまでももちろん対応、もしくは連携をしてきているのですけれども、また、特にこういうＡＩの話も先ほどもありましたけれども、そういう時代になってきていますので、新たな対策というところが検討が必要になってきている状況かなという認識はしております。

○ **東みちよ副委員長**　国でも我が党でも、この辺は調査をしている、議論をしているということですので、ぜひ、お願いいたします。

以上です。

○ **麓理恵委員長**　他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　**横浜市子供を虐待から守る条例に基づく令和７年度の実施状況報告について**

○ **麓理恵委員長**　次に、横浜市子供を虐待から守る条例に基づく令和７年度の実施状況報告についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

○ **福嶋こども青少年局長**　横浜市子供を虐待から守る条例に基づく令和７年度の実施状況について御報告いたします。

本日は、条例に基づく実施状況報告書の概要について、お手元の資料に沿って御説明いたします。

なお、資料の12ページ以降に報告書の本編も添付してございますので、併せて御確認いただければと思います。

それでは、資料のアンダーライン部分を中心に御説明いたします。

早速ですが、２ページを御覧ください。

１、横浜市の体制についてですが、区と児童相談所に専門的な知識及び技術を有する職員を配置するとともに、両者の連携強化及び人材育成等を行い、児童虐待に関する相談対応、総合的な支援の充実を図りました。

（１）区と児童相談所の職員の適正配置ですが、令和６年度から全ての妊産婦、子育て世代、子供への包括的な相談支援の強化のため、区こども家庭支援課にこども家庭センター機能を順次設置し、統括支援員を配置しました。

また、児童相談所の相談支援体制強化のため、児童福祉士、児童心理士、一時保護所職員を増員しました。

（２）区と児童相談所の連携強化、人材育成のための研修を行いました。

３ページを御覧ください。

２、市の責務についてですが、市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業等の支援策の充実、関係機関の取組支援や要保護児童対策地域協議会の活性化などに取り組みました。

（１）子育て支援事業の充実として、生後４か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、情報提供等を行うこんにちは赤ちゃん訪問事業で、子育て家庭の経済的負担の軽減のため、妊婦のための支援給付の案内チラシ等を配布しました。

（２）児童虐待の予防、早期発見として、母子保健コーディネーターによる妊娠届出時から産後４か月までの継続した支援や、妊娠等に悩む方々が電話やメール、ＳＮＳで気軽に相談できる窓口、にんしんＳＯＳヨコハマの実施などに取り組みました。

４ページを御覧ください。

（３）関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援として、横浜市児童虐待防止医療ネットワークで虐待事例の連携をテーマにした事例検討等を実施しました。

また、（４）要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化や、（５）精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備に取り組みました。

５ページになります。

（６）子供が一人の人間として尊重され、虐待から守られるための啓発及び相談先の情報提供として、子供自身が自分の気持ちを伝え、相談できるよう、子供向けの相談チラシを作成し、関係機関に配布しました。

また、親子関係等の悩みの相談先の周知のため、かながわ子ども家庭110番相談ＬＩＮＥのカードを市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の全児童・生徒に配布しました。

６ページを御覧ください。

（７）配偶者に対する暴力への対応との連携強化に取り組むとともに、（８）調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施として、小中学生等を対象にした赤ちゃんふれあい体験などの思春期健康教育等を実施しました。

また、令和７年度から子育てに悩みや不安を抱える保護者に対し、ペアレントトレーニング等を提供する親子関係形成支援事業を３区でモデル実施しました。

速報版

次に、３、市民の責務及び関係機関等の責務についてですが、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合の速やかな通告や市民及び関係機関の責務として、児童虐待防止に向けた取組が行われました。

具体的には、横浜市子育てＳＯＳ連絡会構成機関の児童虐待防止に対する取組が行われました。

７ページを御覧ください。

４、通告及び相談に係る対応等についてですが、通告受理機関は児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い、子供の安全確認を迅速に行うとともに、相談しやすい環境づくりに努めました。

具体的には、児童虐待に係る通告相談に対して通告受理機関が調査等の対応を実施しました。件数は総数１万4180件で、内訳は区3999件、児童相談所１万181件でした。

また、よこはま子ども虐待ホットラインでの相談通告の受付件数は3596件、かながわ子ども家庭110番相談ＬＩＮＥでの相談の受付件数は1925件でした。

８ページを御覧ください。

５、情報の共有等についてですが、市及び関係機関は、それぞれが持つ情報を共有しながら、要保護児童対策地域協議会等で相互の連携協力を図り、支援方法の確認や継続的な支援を行いました。

具体的には、児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携協定に基づく保有情報の提供、共有などに取り組みました。

９ページを御覧ください。

６、虐待を受けた子供に対する保護及び支援等についてですが、関係機関と連携し、虐待を受けた子供に対する適切な保護、心身の安全を図るための支援を行いました。

具体的には、児童家庭支援センターによる養育家庭の支援として、新たに指導促進事業を開始しました。令和７年６月から一時保護時の司法審査が開始され、一時保護状の請求件数は165件でした。

また、家庭養育優先の原則が実現できるよう、里親、ファミリーホームへの委託を行いました。意見表明支援員が児童養護施設や里親等に訪問し、子供が意見を表明する機会を確保しました。

10ページになります。

７、虐待を行った保護者への支援、指導等についてですが、親子関係再構築のための支援や、問題を抱える家庭に対する支援を行い、児童虐待の発生・再発防止に努めました。

８、妊娠中の女性及び胎児の健康保持等についてですが、健やかな妊娠と出産のため、妊婦健康診査や歯科健康診査の受診勧奨、親になる準備のための教室等を実施し、妊娠中の支援を行いました。

具体的には、妊婦健康診査費用補助券交付と５万円の上乗せ助成、妊婦歯科健康診査受診券交付による受診勧奨などに取り組みました。

11ページを御覧ください。

最後に、９、子供虐待防止の啓発についてですが、区・局、児童相談所で児童虐待防止に関する啓発活動を実施しました。

具体的には、加害者自死と一体化した子供殺害、いわゆる親子心中の予防に関する啓発動画を作成するなど、ＳＮＳを活用した広報啓発を実施しました。

また、子供虐待防止市民サポーター講座基礎編と応用編を開催するなどしました。

御報告は以上でございます。

○　麓理恵委員長　　報告が終わりましたので、質疑に入ります。

速報版

○ **白井亮次委員**　ちょっと１点確認させてください。７ページのよこはま子供虐待ホットラインになるのですけれども、今こちらというのは電話がつながりにくい状況というのは起きたりしているのでしょうか。

○ **深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長**　ホットラインにつきましては、今現在、電話がつながりにくいという状況は起きておりません。

○ **白井亮次委員**　ありがとうございます。なかなか人的なところが大きいというところで、職員の適正な配置ということも大変重要なのですけれども、この窓口というところで横浜市に関しては、今この対応はできているということなのですけれども、ＡＩを活用した窓口というところの、そうしたＩＣＴ活用というのが技術が発達してきていて、これは教育委員会も絡むことなのですけれども、ぜひ、そこら辺の研究というのはしていただいて、先ほどのアンケート調査にもありましたけれども、生成ＡＩへの相談というのは比較的気軽にできるということで、子供たち、保護者もそうですけれども、結構しているということがあります。

あと、電話がそもそも、県のほうの委託でＬＩＮＥの相談を受付とありますけれども、電話が怖いという子供がたくさんいる中で、そうしたときにそうした窓口のＩＣＴ化は、ぜひ、研究をしていっていただきたいと思いますけれども、御意見いただければと思います。

○ **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長**　御意見ありがとうございます。ＡＩに関しては、教育委員会のほうで今年から友達ＡＩということで、実証実験を一部の学校で行っております。

こちらに関しては我々も連携をしておりまして、友達ＡＩでリスクに応じて共有された相談について、教育委員会が学校に確認した上で個人が特定できた場合、必要に応じて安全確認を行って、支援が必要な場合は児童相談所や区役所につながるという仕組みになっております。

ただ、今のところ、まだつながったケースはないのですけれども、そういったことも状況も見ながら今後、ＡＩ活用の課題や有効性について整理して、検討をしていきたいと思っております。

また、ＬＩＮＥの相談というのも今やっておりまして、令和７年度526件、お子さん御本人からの御相談が入っているのですけれども、そのうち児童虐待に関する御相談が約半数という状況です。

以上です。

○ **白井亮次委員**　ありがとうございます。技術というのは日進月歩だと思いますので、引き続きあらゆる情報を仕入れてやっていただければと思います。

以上です。

○ **伊藤くみこ委員**　御説明ありがとうございました。６ページのところなのですけれども、思春期健康教育とペアレントトレーニングに関してなのですけれども、こちら対象は異なりますけれども、虐待の未然防止という共通の目的を持っているので非常に重要な施策だと思っております。

それで、ちょっと具体的にお聞きしたいのですけれども、この両方に関してですけれども、実施状況とか参加人数とかはどのくらいだったか教えていただけますでしょうか。

○ **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長**　ありがとうございます。思春期健康教育というのは、区の福祉保健センターの助産師等が学校と連携して、お子さんとその保護者を対象に心身の発達ですとか、命の大切さについて学ぶ機会を提供するという取組になっております。

思春期保健指導事業については、区にお金を渡して区でやっていただく事業と、あと、区づくり事業といいまして、区づくり推進費で区の独自でやっていただいている事業とあるのですけれども、そちらを合計しますと、令和７年度は合計の参加延べ人数が8672人ということになっております。

速報版

あと、ペアレントトレーニングのほうです。私どものほうは親子関係形成支援事業ということでやっておるのですけれども、こちらは令和７年度から開始をいたしまして、令和７年度は３区で実施しておりまして、令和８年度はもう３区で実施する予定になっております。

令和７年度の延べの参加人数というのは、１コース大体10人ぐらいずつ参加していただくということになっておりますので、延べの参加人数が130人ということになっております。

○ **伊藤くみこ委員**　ありがとうございます。これ実際実施していく中で、やはりこの虐待防止ということに効果があるように感じていらっしゃいますか。

○ **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長**　ありがとうございます。本当に早くから、やっぱり最初の思春期の健康教育に関しましては、やはりお子さんと接する機会が結婚するまでないという方もいらっしゃるという中で、やっぱりお子さんのうち、学生さんのうちからそういう機会を持っていただくということが非常に赤ちゃんと触れ合う機会を持つということで、子育てに関する関心を高めていただくということでも、非常に効果があるのではないかと感じています。

それから、親子関係形成支援事業も、虐待に至る前にやはり子育てのことで悩んでいる。それから、そういう悩みを参加している方と共有していただく、仲間づくりをしていただくということでも非常に虐待予防の効果はあると考えております。

○ **伊藤くみこ委員**　ありがとうございます。やはり効果が上がってきているということで、最近は虐待の通報等も多くなってきまして、数とかはある程度把握できて、それに対しての対応というのもしっかりしていただいて、これからも強化していただかないといけないと思うのですけれども、やはりこれからは虐待が起きてから対応するのではなくて、虐待を起こさない家庭を増やすということに対して、やはり力を入れていかなくてはならないと思いますので、こういう取組はどんどん進めていただきまして、未然に防止するというところの観点で取り組んでいただくことを要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○ **斉藤達也委員**　私からは虐待、いわゆる家族、当事者、子供、保護者というのはあると思うのですけれども、実は緑区でもせんだって非常に残念な事件が起きたのですが、その周辺の方はちょっとやっぱり大丈夫かなと思っていたという、報道上ですけれども、言ったほうがいいのかなというところで、結局、そのままにしていたら実際事件が起きてしまったという痛ましい事故があったわけなのですけれども、ですから、これ条例の趣旨で市民の責務というところもあるかと思うのですが、そういう第５条関係ですか、そういう関係団体さんはもちろんやっていただいていると思うのですけれども、一般の方というか、一般の方もやっぱりちょっとおかしいなと思ったら、それはちょっと違ったとしても、そういう通報をしていただきたいということもやっぱり言っていったほうがいいのではないかなと、私はあの事件以外も含めて、関わっている家族だけではなくて、その周辺の方のお声というのも結構大事ではないかなと思うのですけれども、その辺についてちょっと見解があれば。

○ **福嶋こども青少年局長**　御指摘のとおりだと思います。市民の皆様に、これまでもそこはためらわずに、何か気になることがあったら通報をお願いしますとは呼びかけてはいるところですが、まだ、今回、今、委員御指摘あった、私も報道ベースで見ている部分ではありますけれども、そういう市民の方の反応というんでしょうか、あったというのも改めて認識しましたので、今後、啓発には改めて力を入れていきたいと思います。

速報版

○ **斉藤達也委員**　　よろしくお願いします。以上です。

○ **みわ智恵美委員**　　御説明ありがとうございました。虐待を受けたと思われる子供の通報については数も出されているのですけれども、こちらの説明資料の概要版のほうで、４ページに（４）で要保護児童対策地域協議会のことが書かれております。

通報があって横浜市が要保護児童だと捉えて、各区役所、またこの対策地域協議会のほうで対応していただいていると思うのですが、今回、載せてあるかなとも、ちょっと私、探し切れなくて、各区の要保護児童数などの表は載っていないですよね、今回は。どうですか。

○ **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長**　　すみません、今回、ちょっとこの資料には載せていないのですが、各区のといいますか、全体の要保護児童数というのは、第２回のときの児童虐待の対応状況のほうの資料で全体の児童数をお出ししていまして、令和７年度末で言いますと要保護児童数は全市で5044人となっております。

○ **みわ智恵美委員**　　ありがとうございます。全市で5044人ですので、軽く割っても各区の数が大変な数の要保護児童ということで、皆さんで目にかけていただいて取り組んでくださっていると思うのですけれども、せっかくこういう通報もあって、そして、皆さんで取り組まれて、要保護児童だということで対応していただいているのですけれども、この協議会には要保護児童の子供たち、家庭に対しての対応をされているのですが、どういう方々がこの協議会に参加して取り組んでおられるのか伺います。

○ **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長**　　要保護児童対策地域協議会、横浜市の場合、３層構造になっておりまして、市全体での代表者会議、それから、区レベルの実務者会議、それから、その中で区で実際に関わっている方、個別のケースを検討する個別ケース検討会議という３層構造になってございます。

代表者会議と実務者会議に関しては各市全体、それから区全体でもそうですけれども、関係機関の皆様、学校さんであるとか警察の方、それから医師会、歯科医師会、それから区によっては薬剤師会の方なども入っていただいています。

それから、裁判所の関係であるとか、あとは児童福祉施設の代表の方等にも入っていただいて、それから民生委員・児童委員の方等も含めてなのですけれども、子供に関わる機関の方、皆さんで状況とかを情報共有しながら、取組を進めているという状況です。

○ **みわ智恵美委員**　　今の数で、各区などで取り組まれている、大体各区200～300人の要保護児童さんがいるということで言えば、今のこの会議の頻度とか、今、対象に挙げて話をしますよということなのですけれども、どのぐらい直接その200～300人の子供たちに対しての話合いというか、それができる実態になっているのでしょうか。

○ **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長**　　実際に要保護児童の個別の方に関する会議の回数としては、今、全市で令和７年度1757回行っております。

この個別ケース検討会議というのは必要に応じて開催するものでして、要保護児童の皆さん、全体、全員に関して行うものではないのですけれども、例で言うと、今ちょうど一時保護をするかどうかについて判断をしたり、あるいは一時保護からおうちに戻ってくるときに、では関係機関が連携してどういう支援をしていくかということを話し合ったりということをしております。

○ **みわ智恵美委員**　　中心になるのは区の子ども家庭のところがやっているのか伺います。

速報版

○ **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長**　区が主担当で持っているケースの場合は区が主体で行いますし、児童相談所が主体的に関わっている場合は児童相談所が主になって行うという仕組みになっております。

○ **みわ智恵美委員**　分かりました。通報があって、やっぱり皆さんがいろいろ検討されて要保護児童としてみんなで見守っていこうとなっていると思います。

今の回数とかを伺っても、本当に大変な事態だと思いますので、区の専門的な方々も増やしていただいていると思いますけれども、それで児童相談所のほうもいつも私たち指摘して、まだまだ足りていないというのと、この370万人が暮らす横浜においての児童相談所の数という点でも、まだまだ本当に厳しい現場の状況があるのではないかと思います。

やっぱりせっかくこうやって目に留めて皆で守っていこうとなっている子供たちに対して、また御家庭に対して、対応ができるように人員の配置だったりすることが区であったり、それから児童相談所であったり、また改めてしっかりと対応できる方々をそろえていただきますよう、よろしくお願いします。

何しろ大変な現場だし、そして、回数も重ねていただいておりますので、その点について局長、この人の配置について御意見というか、決意など述べていただければと思います。お願いします。

○ **福嶋こども青少年局長**　現場のこともお気遣いいただいていますこと、ありがとうございます。これまで、特に児童相談所、配置基準を毎年、対応件数が増えていく中で、なかなか配置が追いつかない状況があります。

毎年度、毎年度、増員というところで増やしてはきていますが、併せて、人材育成についてもしっかりやっていかなければいけないなと思っています。

採用については関係局、行財政局、あるいは人事委員会等とも、より専門性の高い人材が確保できるような確保策については考えていきたいと思いますし、また入った後も、しっかり今のお子様、家庭に合った支援をしっかりできるような人材育成というのを進める中で、しっかり子供の育ちを支えていきたいと思います。

○ **みわ智恵美委員**　よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○ **髙橋正治委員**　虐待というのは、本当にどうしていいのかなというのが、虐待の中でネグレクトというのが、要は育児放棄というのがあって、それは私が実際に目にしたのは、隣の家の赤ちゃんがおむつのままで歩いていると。髙橋さん、これは何なのよって、あるおばさんから連絡を受けて、いやいや、それはネグレクトかもしれないということで区役所と連携したら、おばさんのとんでもないというスイッチがいとおしいというスイッチに変わって、寄り添って聞いていくと、要はシングルマザーの方だったんだけれども、その方も小さいときにそういうふうに育てられていた。それがもう自分の中で当たり前、放ったらかしが当たり前みたいになっていて、ネグレクトになっていく、そういった連鎖というのもあるよね。

それとか、あるとき虐待で一時保護されて、お兄ちゃん、保護されました。その後、妹が生まれたけれども、妹が生後４か月で骨折するのかな。それでやっぱりそれも虐待ということで保護されていく。だから、虐待の出口というのは、その家族の再統合ということで、やっぱり家庭を再統合、要は再生させていくということの出口と、要保護児童として保護されたままで社会に出ていく出口とかとある中で、皆様、本当に御苦労される中で、防止ということで、赤ちゃんと触れ合う事業であったりとか、こんにちは赤ちゃんであったりとか、いろんなことをやっているけれども、実際にこれから、今はどうしても虐待というのは現場でど

速報版

うしていくのかということになっているけれども、、その予防もやっているけれども、実際にこれから今、虐待の数は増えてきているし、先ほど斉藤委員からもあった我が緑区では、もう本当にこの虐待死というか、もうお母さんがいない間に、そういうことが起こっているというところで、どういうふうにこれを実際に虐待から守る条例って我々つくったんだけれども、皆さんから見て、これからの虐待の本当にやっぱりしっかり啓蒙していかなければいけないし、虐待ストップというのもあったかな。

そういうふうなストップ虐待か何かという啓蒙もあったけれども、どうしていっていいのかというところを、私もそういう家族の再統合という体験もあったし、ネグレクトのほうはうまくいったんだけれども、その辺りのところ、出口は今の現状として、家族の再統合がどのぐらいできて、実際に再統合を残念だけれども、断念せざるという、その辺の状況というのはどんな感じなのですか。

○ **深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長**　最近、数年の傾向ですけれども、子供の一時保護を児童相談所でしたケースの約８割以上が一旦は家庭に戻っている状況がございます。１割強の数が社会的養護ということで、児童養護施設や里親さんのほうへ預けているという大体の数値になっております。

○ **髙橋正治委員**　そういうふうな今のお話だと、やっぱり１割の子供たちがそういうふうになっていくということは、本当にこの社会問題として考えていって、どうしていいのか私もイメージが沸いてこないのですけれども、そういったやっぱり核家族化が進んでいく中で、今まで一族でというか、地域で子供を育んでいたという大家族のとき、またはそういうふうな核家族が進んでいる都市の中では、そういうふうな課題もあると思うので、やっぱりそういったところで子育て支援の拠点をつくったりとか、いろんな意味で公園デビューだとか、もういろんなことで孤立化させないということが大切なのですけれども、今日はこの程度にとどめますけれども、本当に大変なことをされていると思うので、やっぱりそれがどのぐらい大変なのかをしっかり見える化して、これが本当に大変な状況なんだということを正しく恐れてもらうようなことも必要だと思うのですけれども、その辺り、局長どういうふうに捉えられますか。

○ **福嶋こども青少年局長**　本当に難しい課題だなと思っています。対症療法といいましょうか、当然起こってしまってからの対応とかというのは、現場としてはそれが中心になってしまっていると思います。

一方で、妊娠期からやはり支援が必要な保護者といいましょうか、妊婦の方等に対しては、なるべく早い時期から関われるような形で区役所を中心に支援、虐待に至らないような支援をしていくということも取り組んでいます。ただ、なかなかやはりその関係を拒絶するというんでしょうか、方もいらっしゃる中で、どう行政として関わりを持っていくのか難しいなと思っています。

そういったところで、やはり地域の民生委員さん、児童委員さんをはじめ、地域の方々の温かいまなざしといいましょうか、子供たちもそうですけれども、やはり妊婦の方なんかも含めて、どう我々行政と一緒につないでいただくというか、見守っていただくかといったところがすごく大事なんだろうなと思っています。

なかなか我々としてはそれは大事なことは認識していて、あらゆる場面で地域の皆さん方とという形では進めているところですが、なかなか進んでいないのも現状としてありますので、今後、虐待対応の対策を考えていく上では、やはり我々行政としてしっかりやる部分と、地域の皆さんと共にさらに進めていく、その見守りの部分も含めてですけれども、そういったところが特に大事になってくるんだろうなと思います。

とにかくその子供の命を守るということが我々の使命だと思っていますので、しっかり対応を考えていきたいと思っています。

○ **髙橋正治委員**　いろいろ思いを語っていただいて、もう難しさも私も思いますけれども、やっぱり我々が

速報版

子供の命を守る、そして子供を虐待から守るということが、社会通念として社会の中でそういう共生していくという、もう当たり前にそれはやっていくんだという、要はそういったものをつくっていかないと、人のことを気にするという、隣を気にするとか、そういう地域社会の形成にも関わってくると思うので、しっかり取り組んでいただきたいと申し上げて終わっておきます。

以上です。

○ **麓理恵委員長**　では、他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

まだ議題も残っておりますが、この際、昼食のため休憩をいたしたいと思います。再開は13時35分といたします。

休憩時刻　午後０時33分

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

再開時刻　午後１時35分

○ **麓理恵委員長**　それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　横浜市こども・子育て基本条例に基づく令和７年度のこどもの意見表明に関する取組状況報告について

○ **麓理恵委員長**　次に、横浜市こども・子育て基本条例に基づく令和７年度のこどもの意見表明に関する取組状況報告について議題に供します。

当局の報告を求めます。

○ **福嶋こども青少年局長**　それでは、横浜市こども・子育て基本条例に基づく令和７年度のこどもの意見表明に関する取組状況報告について御説明いたします。

なお、資料の最後に報告書の本体も添付してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

資料の２ページを御覧ください。

１、趣旨ですが、横浜市こども・子育て基本条例第14条の規定に基づき、令和７年度の子供の意見表明に関する取組状況等について御報告します。

２、条例における位置づけですが、市の責務として、子ども・子育てに関する施策を推進するに当たっては、子供が社会を構成する一員として、その年齢及び発達の程度に応じて意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるよう努めること、子ども・子育てに関連するあらゆる分野における施策を講ずるに当たっては、子供の視点を重視するよう努めること等が定められています。

また、市長は毎年、子ども・子育てに関する施策への子供の意見の反映の状況等について市会に報告することとされております。

３ページを御覧ください。

３、市会に報告する取組ですが、市会に御報告する取組は、施策、事業、取組への反映を主な目的として、アンケートやワークショップ、会議、意見公募、インタビュー、ヒアリングなど、子供から直接意見を聞いている取組のうち、次の内容に該当するものとしています。

１点目として、本市が主催・共催しているもの、２点目として、子ども・若者が意見を聞く対象に含まれているもの、３点目として、全ての市民等を対象とする取組については、子ども・若者から意見を聞くための工夫を行っているものです。

速報版

４ページを御覧ください。

４、各区局統括本部の取組状況についてです。

３、市会に報告する取組に該当する取組は、全区局統括本部で374件ありました。

取組件数については、区と局、統括本部の間に大きな差はない状況です。

対象については小学生、中学生、高校生世代の順で多い状況です。

聴取方法については、全374件のうち、アンケートでの実施は71%、ヒアリングやワークショップ、学校の授業の活用など、対面での聴取は35%となっています。

下のグラフでは取組件数、対象、聴取方法について、それぞれお示ししておりますので、後ほど御覧ください。

５ページになります。

５、こども青少年局の取組状況として、２つの取組事例について御報告いたします。

１つ目は、青少年地域活動拠点の当事者視点を生かした広報活動です。取組内容ですが、青少年地域活動拠点の魅力を発信する広報ボランティアを中学生、高校生、大学生から募集し、拠点を利用する高校生やスタッフへのインタビューを行いました。

同世代の若者が取材することで、等身大の意見を引き出すとともに、若者に響く拠点の魅力を記事としてまとめ、発信しました。

対象は中学生、高校生、大学生で計41人から意見をいただきました。

実施時期は令和７年５月から令和８年３月です。

主な意見と活用方法等ですが、青少年地域活動拠点は、誰でも心地よく過ごせる居場所であり、多様な人との交流や体験の機会が得られるといった魅力が挙げられました。

若者の視点で作成したウェブ記事の掲載や拠点を紹介するパンフレット、ポスターの作成など、青少年地域活動拠点の魅力発信や利用促進につながっています。

速報版

６ページを御覧ください。

２つ目の取組は、中学・高校生の保育所・幼稚園見学促進事業参加者アンケートです。

取組内容ですが、将来に向けた保育・幼児教育の担い手を確保するため、中学・高校生を対象に、地域の保育所や幼稚園で保育士、幼稚園教諭の仕事を体験する機会を提供し、実施後に今後の実施方法等の検討に活用するため、アンケートを実施しました。

対象は中学生、高校生で計390人から意見をいただきました。

実施時期は令和７年７月から令和８年３月です。

主な意見と活用方法等ですが、現場で少し働いたことで、保育士という仕事の責任の重さ、大変さややりがいを知ることができた。また参加したい。ふだん幼稚園生や年下の子と接する機会があまりないので、とても良い経験になり、次年度も参加したいといった意見がありました。

約９割の参加者がまた参加したいと回答していることから、さらに多くの中高生が参加できるよう受入れ員を増やすとともに、中高生と園とのマッチングの円滑化を図りました。あわせて、ボランティア保険へ市が一括して加入することで、参加者の利便性を高めました。

７ページを御覧ください。

６、令和７年度の取組のまとめになります、こども青少年局では、施設を利用している子供や、事業・イ

ベントに参加した子供へのアンケート・聞き取りをはじめ、学生ボランティアからの意見聴取、シンポジウムでのグループトークなど、様々な方法で子供の意見を聞く取組を進めました。

令和７年度は、報告の対象となる全25件のうち、13件について子供の意見を既に何らかの形で施策に活用・反映し、残りの12件についても、今後反映を検討してまいります。

全庁的には、条例が施行された初年度の令和７年度は、まずは広く子供の意見を聞く取組に重点を置き、各区局統括本部においてアンケートやワークショップ、ヒアリングなど様々な方法で意見聴取を行いました。

子供の意見推進会議の開催等を通じて、子供の声に耳を傾ける取組は全庁的に広がりつつあります。

今後は、例えば今回、他の対象と比べて取組件数が少なかった未就学児や大学生世代以上の意見表明の機会を確保することをはじめ、いただいた意見の施策への反映や、子供への結果のフィードバックなどについても充実を図っていく必要があります。

８ページを御覧ください。

一方で、いただいた意見を施策に直接反映させることが難しい場合であっても、子供たちからは、行政や大人が意見を聞いてくれたことに対する肯定的な声がありました。引き続き、意見を聞くプロセス自体も大切にしながら、子供の意見を丁寧に受け止め、適切にフィードバックすることで、子供の自己肯定感の向上を図っていきます。

今後も、好事例の共有や職員の意識醸成等を進め、子供の視点に立ってこども・子育て施策を総合的に推進することで、子供たちの健やかな成長と子育てしやすいまちの実現につなげていきます。

９ページから15ページまでは、先ほど御報告しました２事例を含むこども青少年局の全25件の取組を一覧表にまとめておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

御説明は以上でございます。

○ **麓理恵委員長**　報告が終わりましたので、質疑に入ります。

○ **伊藤くみこ委員**　御説明ありがとうございました。子供の意見を聞くということは、非常に当然大事なことなのですけれども、意見を聞いてから、それを集計しまして政策に反映して、その結果を子供に返すというところまでしないといけないと思うのですが、子供に返すというところまではどの程度の状況で、割合とかはなっているのでしょうか。

○ **久保田企画部長**　委員のおっしゃったとおりで、今回のものは意見を聞いて、それを反映をしていくということを目指しているものでございます。

そのため、今後きちんとその結果についてのフィードバックというものをしていきたいと考えておりますが、現状では、この数値的な形でどういった形でフィードバックができているかというところまでは把握できておりませんので、今後、そういったことも課題として、取組の中で考えていきたいと思っております。

○ **伊藤くみこ委員**　その点もしっかりとフィードバックできるような形で取り組んでいただきたいと思います。

あわせてなのですけれども、子供に戻すときに、やはりこの大人が受けたようなアンケート結果ではなくて、子供が分かりやすい形でも返していかないといけないと思いますので、そこのところも含めて取り組んでいただくことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ **久保田企画部長**　おっしゃるとおりだと思います。それぞれのお子さんの年代なども踏まえて、きちんと分かりやすい形で、またそれが今後もその意見を言うことにつながるような形のフィードバックにできれば

速報版

と考えております。

○ **伊藤くみこ委員**　やはり、しっかり戻していただくことによって、子供自身も何かしらの自分の達成感とか、社会参加する意義というのが分かると思いますので、その辺の取組をよろしくお願いいたします。

以上です。

○ **みわ智恵美委員**　御説明ありがとうございました。フィードバックというお話があったのですけれども、このこども青少年局が取り組んでいるものの中で５ページのところで、青少年地域活動拠点の当事者視点を生かした広報活動と書いてあります。

これはまさに当事者というか、ここを利用する本人の方々に対してインタビューをして、それで発信ということで、私はこれは意見が生かされて作られている事例かなと読んだのですけれども、どうですか。

○ **白石青少年部長**　ありがとうございます。今回取材する側も、この利用当事者と同世代の方たちを募集しまして、その方たちが拠点についてどういうところをもっと打ち出したらみんなに利用してもらえるかとかいうことを考えながら取材いただきまして、取材された側も同世代ということで、意見をより引き出していただけたかなと思っておりますので、それによって作成した冊子、それからそれはウェブにも載っていますけれども、それによって、より拠点を利用してくださる若者が増えればいいなと思っております。

○ **みわ智恵美委員**　ということは、フィードバックがされたと考えていいのですか。

○ **白石青少年部長**　利用促進につながっているということで、フィードバックされて施策に反映されていると思います。

○ **みわ智恵美委員**　これができたものに対して、自分たちの意見も本当に反映されているなという評価を改めてしてもらうことで最終的な達成感というか、なるかなと思うのですけれども、何しろこども青少年局が本家本元といいますか、これを進めていく場所だと思っています。

なので、いろいろな区局の事例も紹介していただいているのが、とてもよく全体まとまってよかったと思います。それでその中で、フィードバックして共有したなどいろいろあるので、結果として、この青少年局の青少年地域活動拠点の事例は、最後のところまで大体分かるなと思ったのですけれども、例えば、113ページに保土ケ谷区の事例で、ほどがやこどもファクトリーツアーにおけるアンケートというのがあって、最終的に次年度の同事業に反映、見学先企業にフィードバックとして共有したと書かれていて、こういうものがどんな形になったのかというところまで見えるとありがたいなと思いましたので、そうすると、いろんな局が取り組むときに、ここまでやれば子供たちが本当に子供参加型の事業として、そして子供の意見も聞き反映できたなということの学びにもつながるかなと思うので、いろいろ次の事業に反映したというのは書いてあるのですけれども、具体的にどうなったのかというところまで追っていただけるとありがたいなと思うのですが、どうでしょうか。

○ **久保田企画部長**　今、こちらの例えば今のこどもファクトリーツアーに関して申し上げますと、実施されたのは令和８年３月でございますので、次年度、つまりこの令和８年度の事業に反映をまさにしているところで、それを今回ファクトリーツアーに行って、それは反映状況という形になると、報告できるのは令和９年とかという形にはなるとは思いますけれども、それはそれぞれの事業について、結果としてどうなったのかというところも可能な限り把握をいたしまして、取りまとめをしていきたいと考えております。

○ **みわ智恵美委員**　ちょっと大変ですけれども、大変参考になると思うので、よろしくお願いします。

○ **麓理恵委員長**　他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

速報版

――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――

◎　**市内認可保育所におけるいじめ事案に係る検証報告について**

○　**麓理恵委員長**　　次に、市内認可保育所におけるいじめ事案に係る検証報告についてを議題に供します。

それでは、当局の報告を求めます。

○　**福嶋こども青少年局長**　　市内認可保育所におけるいじめ事案に係る検証報告について、お手元の資料に沿って御説明いたします。

なお、資料の12ページ以降に別紙としまして、横浜市児童福祉審議会からの検証報告書本体も添付しておりますので、併せて御確認いただければと思います。

資料の１ページを御覧ください。

１、概要についてですが、（１）経緯については、令和７年４月に市内の認可保育所卒園児・児童Ａの保護者から、児童Ａが在園中に園内でいじめを受けた事案について、当該保育所が適切に対応しなかったとの相談が本市にあり、横浜市児童福祉審議会の保育所等における虐待担当部会において、本件に関する園及び本市の対応について検証を行ってきました。

このたび、保育所等における虐待担当部会において、本件に関する検証報告書がまとまりましたので、御報告いたします。

当該保護者から本市へ相談のあった事案は、表の①から④の４つの事案です。

事案①は、令和７年３月中旬に児童Ａが他の児童から、死ね、ばか、嫌いと書かれた手紙を受け取った。園から当該保護者に当該事案の報告がなかった。

事案②は、令和６年10月に児童Ａの上に６人くらいの他の児童が乗ったため、児童Ａは息ができなくなった。

事案③は、令和６年10月に他の児童から児童Ａに、太っているなどの要旨をやゆする発言があった。

事案④は、令和７年３月上旬に他の児童から児童Ａに、母親を殺してやる、ママを消す等の発言があったという内容です。

２ページを御覧ください。

（２）検証経過については、保育所等における虐待担当部会を令和８年３月から８月にかけて、表に記載のとおり計６回開催しました。保育園側や行政へのヒアリングを行い、６月に当該保護者への検証状況報告を行いました。

（３）報告書の概要ですが、当該保護者から本市へ相談のあった事案①から事案④のうち、事案の①③④について、そのような事実があったことが確認されました。事案②については、そのような事実があったことは確認できませんでした。

また、当該保護者から相談があった事案以外にも、２件の事案が確認されました。

なお、事実が確認された５件については、いずれも未就学児のため、いじめ防止対策推進法が規定するいじめには該当しませんが、年齢以外の要件は満たしており、いじめに相当すると考えられる行為であるとされました。

さらに、本件における園や本市の対応の問題点を検証の上、再発防止のための提言もいただいています。

３ページを御覧ください。

２、事実関係についてですが、以下の表は左側に事案を、右側に確認状況をまとめております。

速報版

（１）当該保護者から本市へ相談のあった事案①から事案④について、事案①は令和７年３月中旬に児童Ａが他の児童から、死ね、ばか、嫌いと書かれた手紙を受け取った。また、園から当該保護者に当該事案の報告がなかったというもので、確認状況として、そのような事実があったことが確認できました。

園側から聴取した主な内容ですが、令和７年３月13日に、児童Ａが他の児童から折り紙に、死ね、ばか、大嫌いと書かれた手紙を受け取った。手紙は処分されておらず、現在も園内で保管されているというものでした。

事案②は、令和６年10月に児童Ａの上に６人くらいの他の児童が乗ったため、児童Ａが息ができなくなったというものですが、確認状況としては、そのような事実があったことは確認できませんでした。

園側から聴取した主な内容として、当該保護者から連絡アプリで問合せがあった当日に、担任を含めた職員に聞き取りをしたが、上に乗るという事案は一切なかった。その旨を当日に口頭で担任から当該保護者に伝えた。

令和７年11月～12月頃に局から再度確認依頼があったとき、改めて法人から園に確認したが、本件事案があったことは、法人として確認できなかったというものでした。

４ページを御覧ください。

事案③は、令和６年10月に他の児童から児童Ａに、太っているなどの容姿をやゆする発言があったというもので、確認状況としては、詳細については不明確な面もあるが、当該クラスの中で、児童Ａに対しても、太っているとの容姿に関する発言があったことが確認できました。

園側から聴取した主な内容ですが、他の児童から児童Ａに、太っているという発言があったことは認識している。言った児童にはその場で注意しており、当該保護者にも伝えている。容姿に関する発言に関しては、担任が、そういうことを言うと、どういう思いになるだろうと投げかけ、その言葉を使ってはいけない言葉であるという指導はしていたというものでした。

事案④は、令和７年３月上旬に、他の児童から、母親を殺してやる、ママを消す等の発言をされたというもので、確認状況として、そのような事実があったことが確認できました。

園側から聴取した主な内容ですが、令和７年３月11日頃に児童Ａが他の児童から、ママ消えればいいのにと言われた。発言した児童に対して、担任がその場で指導を行い、発言した児童は児童Ａに謝った。事案が起きた当日に、園から双方の保護者に説明したというものでした。

５ページを御覧ください。

次に、（２）事案①から事案④以外に確認された事案についてですが、今回の検証で新たに２件の事案が確認されました。

事案⑤は、令和７年３月の卒園を間際に控えた頃、給食を食べる前に同じテーブルに児童Ａと他の児童が座っていた。その際に故意ではないが、児童Ａの唾が他の児童にかかった。他の児童は、つばをかけられたと思い、キモイと言ったというものです。確認状況として、そのような事実があったことが確認できました。

園側から聴取した主な内容ですが、発言を聞いた職員がすぐに介入して、何が起きたか２人に説明してもらった。他の児童は唾をかけられて嫌だったから言ってしまったと言った。職員は、だからといってその言葉は相手が傷つくので違う言葉で言おうねと話したというものでした。

事案⑥は、令和７年の卒園を間際に控えた頃、他の児童が児童Ａに何度か、ゴキブリをつけてやるという発言を行ったという内容です。確認状況として、そのような事実があったことが確認できました。

速報版

園側の文書から確認した主な内容ですが、児童Ａと他の児童の双方に対して職員が助言、指導を行い、双方の保護者にも状況の説明を行ったというものでした。

６ページを御覧ください。

ここでは報告書において児童福祉審議会、保育所等における虐待担当部会から御指摘をいただいた点について御説明いたします。

まず、３、本件における園の対応の問題点についてです。

（１）本件が園によるネグレクトに該当するかについてですが、３ページから４ページの２の事実関係についてで確認された事実は、いずれもいじめ防止対策推進法のいじめの定義における児童等以外の要件を満たしており、報告書ではいじめに相当すると考えられる行為と表現する。

児童Ａと他の児童との間に生じた行為において、園はその都度、児童の話を聞いて指導するなど、一定程度の介入を行っており、ネグレクトには該当しない。

（２）保護者への迅速かつ適切な報告については、子供が、死ね、ばか、大嫌いという手紙を他の児童からもらうという重大な出来事であるにもかかわらず、園は発生から約２週間後に当該保護者に聞かれてから初めて報告しており、事案の重大性について認識が欠けていた。

（３）子供同士のいじめに相当すると考えられる行為に対する認識については、子供同士の行為について、園または法人として認識が不足している部分が見受けられた。

（４）保護者との日常的なコミュニケーションについては、面談時のみならず、日頃から児童Ａの様子を小まめに伝えるなど、園は当該保護者との丁寧なコミュニケーションを心がけるべきだった。

７ページを御覧ください。

４、本件における本市の対応の問題点についてです。

まず、区の対応ですが、（１）区から園への情報伝達や指導の方法については、立入り調査の目的や手紙の件についての口頭指導の有無など、基本的な部分で双方の認識が食い違っており、区の意図が園に正確に伝わっていなかった。

（２）保護者の気持ちに寄り添った対応については、区として当該保護者の意図を酌んで、園との間に入って双方の仲立ちをするなど、当該保護者の気持ちに寄り添った対応を行うべきだった。

（３）保護者へのフォローアップ体制については、区は当該保護者に送ったメールの返信を待つという受け身な姿勢ではなく、しばらく返信がなければ、電話で確認するなどのフォローアップを行うことが望ましかった。

次に、局の対応ですが、（１）口頭指導の方法については、局が園に対して電話で行ったとされる口頭指導について、園には口頭指導を受けたという認識がなく、局の電話の意図は園にほとんど伝わっていなかった。

（２）指導案件の終結の判断方法については、運営指導マニュアルに沿った対応だったが、ルール自体の見直しが必要。

８ページを御覧ください。

５、再発防止のための提言として、６つの項目について、計11件の提言をいただいております。

まず、（１）子供同士の関わりに関する理解の促進として、市として幼児の理解についての研修を実施し、市内の保育所等の受講を促進することなど。

速報版

また、（2）園による保護者への迅速・適切な報告や、保護者との円滑なコミュニケーションを推進できる仕組みづくりとして、市として保育所等の危機管理や報・連・相、保護者とのコミュニケーション等についての研修を実施し、市内の保育所等の受講を促進することなど。

（3）市職員が保護者に寄り添った対応を行える体制の構築として、市として区や局の職員を対象に、相手の立場に立って考える共感力、傾聴力、保護者と保育所等の間に入って円滑に調整するスキル等、総合的な対応力を高められるような研修を行うこと。

9ページを御覧ください。

（4）保育所等への口頭指導方法の見直し等として、口頭指導の方法について改善を図ることなど。

（5）児童及び保護者に対する支援として、市として児童と保護者がそれぞれの状況に合わせて、区役所などの関係機関から適切なサポートを受けられるよう支援すること。

（6）保育の質の向上に向けた人材確保として、市として保育士と幼稚園教諭の養成校や市内保育所等と連携して、保育の質の向上に向けた人材確保の取組を引き続き進めることについて、それぞれ御提言をいただきました。

10ページを御覧ください。

最後に6、再発防止のための提言を踏まえた本市の対応について御説明します。

保育現場における子供同士の関わりへの理解を深めるための研修を充実させるとともに、保護者への迅速、適切な情報共有や相談支援体制の強化を進めます。

（1）子供同士の関わりに関する理解の促進については、保育現場における子供同士の関わりへの理解をさらに深めるため、幼児期の発達特性や子供同士のトラブルへの適切な介入方法に関する研修を充実させます。

また、市内で発生した事例を共有し、保育者一人一人が小さな変化やサインを見逃さず、適切に対応できる環境づくりを進めます。

（2）園による保護者への迅速・適切な報告や保護者との円滑なコミュニケーションを推進できる仕組みづくりについては、保育所等において子供への影響が懸念される事案が発生した際には、速やかに保護者に報告し、保護者と連携して対応していくことを各施設へ改めて周知徹底します。

また、危機管理や保護者対応に関する研修を実施するとともに、各施設におけるマニュアル整備を促進し、組織的に適切な対応が行われる体制づくりを支援していきます。

（3）市職員が保護者に寄り添った対応を行える体制の構築については、区局の職員が保護者の不安や悩みに丁寧に寄り添いながら、園と保護者の橋渡し役として適切な支援を行えるよう傾聴力や共感力、調整能力の向上を図るとともに、職員に求められるスキルが着実に身につくよう体系的な研修体制を整備します。

保護者への相談後のフォローアップについてルール化し、市内全区において同じ水準で対応できるようにしていきます。

11ページを御覧ください。

（4）保育所等への口頭指導方法の見直し等については、指導内容が確実に伝わるよう、口頭指導の実施に当たっては、冒頭で指導であることを明確に伝えるとともに、指導内容を文書で共有する仕組みを本年9月中に導入いたします。

また、不適切保育が疑われる事案の終結判断についても、区局が連携して確認し、より客観性と実効性の

速報版

高い運用へ本年９月中に改善いたします。

（５）児童及び保護者に対する支援については、区の保育担当が母子保健担当や児童相談所の相談支援部門などの関係機関と連携し、児童及び保護者が適切なサポートを受けられるよう支援していきます。

（６）保育の質の向上に向けた人材確保については、保育士と幼稚園教諭の養成校の在学生の修学資金貸付けや保育士の宿舎借上げの支援のほか、本市独自の手厚い保育士配置基準や処遇改善等、引き続き採用と定着の両面から保育士の人材確保に取り組んでいきます。

御説明は以上でございます。

○ **麓理恵委員長**　報告が終わりましたので、質疑に入ります。

○ **みわ智恵美委員**　御説明ありがとうございました。前回、私がここに参加する前の常任委員会からも取り組まれている事案だと伺っております。

そういう中で、この審議会からの報告の中では、今回の事案について、これまでのところでも判断として不適切保育だったのかとかということについて、それを認めるとはこちらには書かれておりませんでしたが、前回の常任委員会の場では、局のほうから不適切保育の事案であるという発言があったと思いますが、本当に子供さんが大変傷ついて、苦しみがまだ続いているとも伺っております。

そうすると、今回のこれについて提言では不適切保育の認定となっていないのですけれども、市としての認識はどうなのかを改めて伺います。

速報版

○ **渡辺保育・教育部長**　検証報告書は、私は、ちょっと運営指導を行ったものは、検証でヒアリング対象になっているというところもあります。ちょっとその点も踏まえてにはなるのですけれども、現在の国のガイドラインにつきましては、不適切保育という言葉を用いられていないので、検証報告では不適切保育という言葉は使われていなかったのではないかと考えてございます。

一方で、令和７年９月以前のガイドラインにおいては、不適切な保育を直ちに虐待と断定できなくても、子供の人権や人格を十分に尊重しておらず、放置すると虐待につながるおそれのある行為で、未然防止や改善を要するものとされておりました。

その点で本市としては、お子さんが、死ね、ばか、大嫌いという手紙を他の児童からもらうという重大な出来事があったにもかかわらず、保育者が介入して子供同士で解決できたから、それでいいと思ったという園の対応については、子供の実態を家庭が把握できずに家庭でのケアが行えない、園と家庭が一体的な支援を取り組めないという点で、子供の利益を守るために必要な保護者との連携を欠いた不適切な行為であると考えております。

そのため、保護者に速やかにこの手紙の件を報告しなかったことについては、不適切な保育であると判断しまして、事業者に対してこの点について、私どもとして口頭指導したというものでございます。

なお、この口頭指導につきましては、園のほうの認識がちょっとないという報告書もありますので、改めてこの点についてはお伝えをするということを考えてございます。

○ **みわ智恵美委員**　横浜市としては、きちんとそのように評価をしているということは分かりました。そうすると、不適切保育がそこでなされていたということは、子供に対するネグレクトが行われていたということに、保護者にも伝えていないということも今、述べられましたけれども、それはネグレクトが実際その現場ではあったということになるのではないのですか。いかがですか。

○ **渡辺保育・教育部長**　まず、保育者としては、その場でお子さんのほうの対応をしているので、その点で

はネグレクトに当たるかどうかというところは、ネグレクトでいうと当たらないとは考えてはございます。

ただ、何度も御説明しているとおり、私どもとしては、やはり園のほうが保護者のほうに手紙の判断を伝えなかったということに対して、やはり家庭との連携というところで、保護者が対応を行えなかったというところは不適切な行為、いわゆる不適切保育に該当するというところは考えてございます。

○ **みわ智恵美委員**　それは、今の説明については分かりましたけれども、そこで行われていた子供同士の事態については介入があったということなのですけれども、やったこと自体はいじめに相当する行為であるとは考えるということでよろしいですか。

○ **渡辺保育・教育部長**　いわゆるいじめの防止対策法の中では規定はされましたけれども、それに準ずるものと、年齢以外は、そのものと考えてございます。

○ **みわ智恵美委員**　それで市としては、口頭指導したということですけれども、それを園が先ほど受け止めていないと述べられました。そうすると、その事態に対して不適切な保育が行われていたということについては、口頭での指導ということでよろしいのですか。

○ **渡辺保育・教育部長**　私どもとしては、その園がその保護者に伝えなかったことに対しては、口頭指導が相当であるという判断をしてございます。

○ **みわ智恵美委員**　それがきちんと受け止められていなかったということについては、今いろんなことがその後起きてしまっているわけですけれども、口頭指導がきちんと徹底していなかったと、口頭指導そのものが相手に通じていなかったと、そういう事態はいつ頃分かったのですか。

○ **渡辺保育・教育部長**　少なくとも私どもが知ったのは、常任委員会以降にこの検証を行った中での園側の主張というところでございます。

○ **みわ智恵美委員**　しかし、やはり重大な事態があったということで、口頭での指導を行っていたということが、そのことによって本来ならば園側からのフィードバックといいますか、そういうものがそれであって、その指導によって自分たちはどのような対応をしているのかということを求めるべきなのではないですか。その点についてはどうですか。

○ **渡辺保育・教育部長**　検証報告書の中でも、私どものところの、要は口頭指導が伝わっていないところが課題として指摘されてございます。私どもも口頭指導をした後もメール等で文書で送付しまして、改善の状況もそれで送っていただくという形できちんと口頭指導がされたということを担保していきたいと考えてございます。

○ **みわ智恵美委員**　では、これからはそのようにするけれども、これまでは口頭指導した後、園がどのように対応したとか、どう変わったとか、指導されたことに対する反応が返ってこなくても、ちょっとそのことは放置されていたということですか。

○ **渡辺保育・教育部長**　口頭での指導で口頭での確認等々行っておりましたけれども、今回その点は認識がなかったということなので、改めて文章のほうで確認していくというところを取っていきたいと考えてございます。

○ **みわ智恵美委員**　口頭指導をしたということを市のほうでは、繰り返しそれは指導なんだと言われて、審議会のほうでもそれが確認できるような方策、改善が求められるということなのですけれども、何しろ横浜市にもう大変な数の認可保育園も、様々保育園あります。

そこに対して事案が生じたときに、区からの口頭指導だと思いますけれども、それが届いているのかどう

速報版

かが本当に言いっ放し、言われても、はい、はいって聞いておけばいいんだという対応に、園側が、また言われてしまったぐらいで終わってしまう事態だと思うのです。

それがきちんと確認が、それで、そちらの対応はどうなるのですかということが口頭であっても、また次回からはメールで確認もして、そのフィードバックもいただくということですけれども、それがちょっと今回は表に出た事案ですけれども、それで済ませていたということになると、本当に見えないところで重大な事態が発生していたかもしれないと思えて、ちょっと不安になります。

それで、ということは、一つは口頭での指導と言われましたけれども、不適切な保育ではなくて、そこではきちんといじめの事態に対して対応がされたと捉えたということなのですけれども、起きた事態に対して、子供同士のことだと見て、では、不適切な保育と考えられている部分は、どこが不適切な保育と、それは保護者に伝えていなかったことが不適切な保育という認定のみですか。

○ **渡辺保育・教育部長**　今回の検証報告書でも、それぞれの子供同士のトラブル、今回６件中５件認定ささされているところにはなるのですけれども、その中でいわゆる保育所保育指針では、子供の最善の利益を考慮すると、保護者と相互理解を得ることは、家庭と連携して子供の育ちを支えることが基本原則とされているということでございます。

いわゆる、死ね、ばか、大嫌いという手紙を他の児童からもらうという、その重大な出来事にかかわらず、保護者が介入して子供同士で解決できたから、それでいいと思ったという対応は、子供自体を家庭が把握できず、家庭でのケアが行えないというところで、いわゆる不適切な行為であったというところは考えているところでございます。

○ **みわ智恵美委員**　そこが不適切であったということについて、口頭の指導でよかったということですか。

○ **渡辺保育・教育部長**　私どもとしては、まずその場、そのとき、そのときでほかの事案については子供への指導とか、場合によっては保護者にその日のうちにお伝えするという対応があったというところで、その点では全ての事案が不適切な保育に当たるというところではないかと考えてございます。

一方で、先ほどから申しているとおり、この、死ね、ばか、大嫌いという手紙のところは、今回もいじめに相当するというところはありましたけれども、これまでの行動の中で、そのような行為がいろいろ行われている中で保護者のほうにお伝えしなかったというところは、先ほども述べているとおり、この園と家庭での一体的な支援ができなかったというところがありますので、この点について指導しているというところでございます。

○ **みわ智恵美委員**　その指導については、きちんと一つずつ、園は自分たちは指導されたと認識されておりますか。

○ **渡辺保育・教育部長**　これは先ほども繰り返し御答弁しているとおり、園のほうはその認識がないというところなので、そこは改めて私どもとしても指導をして、メールなりで文書に残してフィードバックを求めるというところを求めたいと考えてございます。

○ **みわ智恵美委員**　それでは、今の時点では、園はまだ自分たちが不適切保育をしていたということについて、市からの指導を最初は口頭指導ということですけれども、今きちんとした指導をするということで、市としては不適切保育が行われていたという事態、そのことについて、きちんと市としても、こちらの審査会の報告には書いていないけれども、横浜市としては認定をして、これには反するというか、違っていても、横浜市の判断としてはそう考えて、園に対してきちんと指導していくということですか。

速報版

○ **渡辺保育・教育部長**　改めて園のほうにはこの点について指導させていただいて、文書でその内容についてもお知らせするという対応を取っていきたいと考えてございます。

○ **みわ智恵美委員**　こういう事案があったということで、福祉審議会にこのような検証報告を出していただいているわけですよね。専門家の方が集まって、いろいろヒアリングをするなどして出されていますけれども、これはこれということで、市は独自の判断ということでよろしいのですか。

○ **渡辺保育・教育部長**　私どもとしては、当然、市のこの検証のところでも課題としてありますけれども、この今回の一連の対応についての中で、この子供に対して、この手紙に対して、速やかに報告しなかったというところに対しては不適切保育であると考えてございますので、その点は指導していくというところはしていきたいと考えてございます。

○ **みわ智恵美委員**　それで、この手紙についてはということなのですけれども、いろいろ調べていく中で、保護者さんも知らなかったような事例もあったりしたということで、でも、何かこの書き方的には、保護者にも伝えてあったと園からは言っているようなのですけれども、でも、保護者さんは聞いていなかった事例も改めて明らかになったということで、そうすると、その手紙の件だけではなく、やはり、子供と子供のことだからということで、本来ならば両方の保護者さんにこういうことが起きていますよと、あと様子見てくださいねと、きちんと家庭、子供まとめて対応していくということが横浜市の方針だと思いますけれども、そういうことではやはり伝えられていなかった事例もあったということはいかがですか。

○ **渡辺保育・教育部長**　子供同士の対応については、必要に応じて、お子様だけでなく保護者の方にもお伝えしているという形で報告書には出ておりますので、園としてはその対応はしているという認識でございます。

○ **みわ智恵美委員**　では、園のほうでは伝えたと。ちょっと保護者のほうでは聞いていなかった、初めて聞く事例もあったということで、大変ショックも受けておられるようだと思います。

では、ちょっと全体としては、まだこれまでもこれからもあるかと思いますので、やはり子供同士の関わりなどについても丁寧に、本当に保護者との対応も含めて、保育の現場がやっていくには、保育の現場からは、もう一人保育士をということが本当に言われております。

ゼロ歳児を１人で見て、災害時にどうやって３人連れて逃げるのですかという声があったり、それで３人用の何か抱っこひもみたいなのも園に提供されていたりしますけれども、そんな子供さんに抱っこして避難できるはずもないのですが、やっぱり保育士もう一人と、現場からやっぱり丁寧に子供に対応したいということでいうと、声が出されていますけれども、こういう保育現場から出されているもう一人保育士をという、この声についてはいかがですか。

○ **渡辺保育・教育部長**　もともと保育士の体制につきましては、横浜市独自で国よりも手厚い配置を行っていることや、園のほうで市の体制よりも、さらに多くの保育士を配置した場合は、ローテーション保育士という形で市独自の助成等々も行っております。

あわせて、保育士確保策としては宿舎借上げ支援とか、学校の養成校と連携した取組などを行っておりますので、引き続き保育士の確保と手厚い配置への支援は行っていきたいと考えてございます。

○ **みわ智恵美委員**　ぜひ願いに応えていただきたいと思います。

それから、市職員が保護者に寄り添った対応を行える体制の構築ということも、この横浜市の対応策のところにもあります。それで、この市職員が保護者に寄り添った対応を行える体制の構築という、大変これが

速報版

できたら本当に地域の園も保護者も安心ということなのですけれども、やはり相談を受ける方々というのは、その経験の積み重ねが次なる対応へスキルアップされて、適切なサポートができるようになると思うのですけれども、３番のこの対応を行える体制の構築ということについては、体制はいかがですか。人員配置などいかがでしょうか。

○ **久保田企画部長**　今の委員の御指摘いただきました資料の10ページの６の（３）のところでございますけれども、これはいわゆる体制というのは、委員おっしゃるとおり、御心配のとおり、区局の人員体制が厳しい中で、一件一件にしっかり手が回らなかったのではないかという御指摘かなとも受け止めますけれども、ここの場で特に言われているのは、我々が区局でこのたび保護者様から御相談をいただいた昨年の４月の段階で、事の重大性を本当に認識して迅速に動けたかという、そこの部分が中核であると捉えております。

そのため、保護者様からの後日のコメントにもございましたけれども、保護者様が区役所に来るということ、それ自体が本当に大きなことなんだということを我々が重く受け止めて、アラートを持って受け止めて、もしかしたらこれはいじめということで、本当にお子様が深刻な影響を受けているのではないかということにまず気づく。

気づいた上でどう対応が取れるかということを組織的に区、また、局と連携をして動けると、そういったことができるように、まず意識を変えること。それから認識を改めること、そういったことを進めていく、それをもっての、そのために研修などを進めていくということの御指摘であり、我々は進めていくことだと思っております。

○ **みわ智恵美委員**　そうすると、様々なスキルが着実に身についた、その体制です。どんどん人が変わっていくと、なかなか保育の現場に対応していたんだけれども、３年ぐらいで、２年ぐらいでみたいな、ではなく、きちんとそれが区でも何十という認可保育園だけで見ても、何十という園を見て、50、60は見ていらっしゃると思うのですけれども、それに対しての対応ができる、人材がころころ変わっていかないで、きちんと保育は保育のことについてスキルをアップしていく、体制として構築できるような取組をするということでよろしいですか。

○ **久保田企画部長**　こちらのこども青少年局としての立場と、また市の人事当局としての立場という部分もございますけれども、現状で見ましても、例えば保育担当の職員さんに関して申し上げれば、必ずしも二、三年で動いているということはなくて、皆様それぞれの区の中でやりがいを感じていらして、区の中の横浜市としての人事異動のルールの中で、６年とか７年という形で長く勤めてくださっている方もいらっしゃいます。

係長さん以上であれば、２年または３年で異動ということは一般的にありますけれども、そういった方も区で蓄積された経験を持って、私も含めてですけれども、このこども局に来て、その経験を生かして現場での知識と経験を持って制度を変える。また、それぞれ市全体を見ていくという形に取り組んでおりますので、そういった循環と、また子供分野に意識と知識を持った職員を育成して活用していくという仕組みを進めていきたいと思います。

○ **渡辺保育・教育部長**　今の久保田部長の話にちょっと補足いたしますけれども、まず第１弾として、私ども共感力とか円滑に調整できるようなスキル研修は11月までに一度、目途に、区も一緒にやっていきたいと考えてございます。

あわせて、私どものいわゆる指導監督等を行う係長や職員は、例えば年度初めとかで一度、こういうこと

速報版

をやりますみたいな研修とかもやっておりますので、そういうところでこういう今回のちょっと事例等を活用して、どういう対応をしたほうがいいかとか、あと係長との打合せの場とかも定期的にありますので、そういう場で事例の共有とか、考え方を浸透させていって、全体のレベルアップというかスキルアップを図っていきたいと考えてございます。

○ **麓理恵委員長**　みわ委員、たくさん御意見はおありかと思いますけれども、他の委員も同様だと思いますので、簡潔にお願いします。

○ **みわ智恵美委員**　では、もう１点だけ。ありがとうございます。では、最後に１点なのですけれども、保育の質の向上に向けた人材確保の点で、この審議会のほうと、それから市のほうが出されたまとめについて、人材確保のための養成校などにおいて、教育費に対する資金貸付け情報とか、保育士への支援策が書かれているのですけれども、やはり保育の現場で起きているこの実態の共有、そういうこともきちんと伝えていくということと、それから市の支援策、そういう本当に困った場合に相談できる窓口があるとか、問題に対して市も積極的に保育士を支援していく立場にいますよという、そういう困ったら手を挙げてください、対応しますということを伝えていく、その横浜市の支援の姿、財政的な面だけではなくて、保育の内容についても対応しますというメッセージもしっかりと伝えていくことが必要ではないかと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○ **渡辺保育・教育部長**　今回の件については施設のほうにも周知をして、同じようなことが起こらないような対応をしていきたいと考えてございます。

ただ、一方でこの内容をそのまま送っても、多分私どもの意図とか、考えみたいなのは伝わらないというところありますので、実は先週のところで保育者の団体とのちょっと打合せがありまして、少しこの内容についてかみ砕いて御説明を差し上げましたけれども、そういうような市から何か発信するような場があれば、補足するような形で事業者への浸透を図っていきたいと考えてございます。

あわせて、その保育者の意見については、いただいた御意見も踏まえながら検討していきたいと考えてございます。

速報版

○ **みわ智恵美委員**　ありがとうございます。よろしくお願いします。本当にまだ傷ついた子供さん、家庭についての支援がまだまだ必要だと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○ **髙橋正治委員**　この報告書の本編の中で、このいじめ防止対策法の対象とはしていないって、このこっちの概要というか、まとめてもらった中でも、ここが一つのポイントになっていて、今まで要は幼稚園期というか、保育園とか幼児期というのは他者との、この中にもある、要はまだ未成熟なので、こういういじめとか、そういうものがあまり起こるところではないんだというのは我々も認識していたし、幼稚園の関係者の方に聞いても、前はそういういじめとかではなくて、要はそういう葛藤も一つの幼児教育の一環だというところが、そこからこれ本当にいじめになってしまったということがすごく我々重大なことで、今回これが発生したということは、これが本当に氷山の一角ではないけれども、ハインリッヒの法則であったりとか、そういうところから見て、この一つの案件を対しての緊張感というのを持たなければいけないと思うのですよね、今回の事例って。

その辺りの認識について、こども青少年局として、今までいじめというのは小学校とか、そういうふうなところで発生するのが通例だったのが、それが低年齢化していることに対する緊張感とか、考え方というの

はどういうふうに捉えていますか。

○ **福嶋こども青少年局長**　今、委員御指摘のとおり、幼児期は周囲との関係を築く、まさにその発達過程にあるということで、相手の気持ちを推しはかったりですとか、相手の距離感もそうですし、あるいは善意を理解するための、そういったものを大人、保育者であったり、あるいは子供同士の関わりの中で成長というのですかね、経験しながらという時期です。

そういう意味では、我々もそうですし、恐らく保育現場の多くの関係者が、そういう意味では、このいじめということが起こり得るという認識というのは、少なくとも我々こども青少年局としては、弱かったなとは反省しているところでもあります。

今回、検証をしていただく中で、これだけお子様がつらい思いをされたといったところでいけば、年齢以外の部分で言えばいじめに相当するということも、まさに検証で出ましたし、それを我々も、まさにこの報告書を受けた我々局としても同じ思いでおります。

これは、我々局だけでそれを納得しても始まりませんので、改めてこの市内の保育、教育施設に対しても、今回の一連の事例については共有するとともに、先ほどの今後、我々が指摘を受けてする対応の中にもありましたけれども、そういった保育者への研修も含めて、あるいは我々市の関わり方といったところでも御指摘いただいていますので、我々としても、しっかり保育園側と保護者様との間の仲立ちができるような、そういう役割を行政がしっかり果たせるようなということも、視点が改めて必要だと今感じているところでございます。

○ **髙橋正治委員**　それはしっかり対応していくということで、その次に、ちょっと気になったのが、この報告の区の対応の中で、電話で行ったとされる口頭指導ということで、口頭指導というのは、今もう本当に多忙な中で電話使う場合もあるのですけれども、基本的にはほかのところも対面の口頭指導でやっているのか、やっぱり電話なのか、この辺りはどういうふうな状況だったのですか。

○ **渡辺保育・教育部長**　その点では、対面ではなくて電話でやっているものも多くあると認識してございます。

○ **髙橋正治委員**　そういう意味では、コミュニケーションツールとして、電話だとやっぱりちょっと足りなかったということが今回の認識というか、コミュニケーションとして、ちゃんと聞いて、だから通信とかだと、要はアクノレッジというか、リクエストに対してアクノレッジが返ってくるように、双方向の指導になっていなくて、単方向って言ったら何だけれども、行く、聞き流したとは言わないけれども、その辺のやっぱりアクノレッジをしっかり求めるということも必要だと思うのですけれども、そういうことを踏まえていって、今回のこのマニュアル、報告書の21ページのところで、私はもう本当にこの21ページの（２）に市内保育所等においては異変の察知、園長や法人への報告・連絡・相談、保護者への報告についてマニュアル等で手順を定めることとあるのです。

これに対しては、やっぱり指導する立場であるこども青少年局として、しっかりとしたひな形というか、特にこの異変の察知というところは、今回ここが一番欠落してしまって、あともちょっとうまくいっていなかったので、この辺のマニュアルのひな形であるとか、チェックリストであるとか、そういうことをつくって徹底していくことが必要だと、そういう準備をされていると思うのですけれども、その状況について確認します。

○ **渡辺保育・教育部長**　まだ、私どもも提言をいただいたばかりなので、これから検討する形になりますけ

速報版

れども、委員の御指摘もごもっともでございますので、このマニュアルなり、ひな型なりを作る方向で検討させていただきたいと考えてございます。

○ **髙橋正治委員**　もうあまり長くしませんけれども、だから、この後の４番のところには、口頭指導の方法の見直し等にというのもあるし、３番のところでは、市職員が保護者に寄り添った対応を行う体制の構築とか、これ本当に提言を本当にしっかり具現化するということを私は望んでいますし、本当にこの幼児期というか、一番人間として、人間としてと言うと失礼かも分からないけれども、人間らしさとか、そういう幼児期、三つ子の魂百までと言うように、そこで本当にその後、積み上げていく豊かな情緒というのを育む世代が今回こういうふうなことで傷ついてしまったということを、やっぱり我々はしっかり重く受け止めて、本当にしっかり寄り添った対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、この程度でいいです。

○ **斉藤達也委員**　まず、本当に大変つらい思いをしている子供さんにお見舞いを申し上げたいと思いますし、また御家族の方に本当にお見舞いを申し上げたいと思っております。

いろいろ今、議論も出ていますけれども、これいろいろ時系列で戻していくと、何か市のほうで送ったメールが放置されていたという事態があったということも確認しておりますけれども、さっきのマニュアルづくり云々というときでも、やはり、ちょっと本当に現場の職員さんも大変だと思うのですけれども、そういう確認というか、報・連・相みたいなところだと思う、そういうところも改めてやるということが多分大事になるんだろうと思いますし、あと、やはりその後の状況どうなったのというところで、例えば教育委員会でこのいじめの事案があると、方面別の事務所があって、その方面別の事務所、北部とか南部とか、そういうところが間に入ったりしたり、あるいは区役所も入ったりというのもあると思うのですけれども、小学校だったら学校ということですけれども、学校だけに任せるのではなくて、そのサポートする体制ですよね。

だから、今回で言うと多分区役所なんかもそうだと思いますし、あるいは分からないけれども、第三者の方かもしれません。あるいは、保育園等でそういう保護者団体があれば、保護者のような方々がいらっしゃれば、そういう保護者会のようなものがもしあれば、そういったところとか、いろんなところからのそういうサポート体制というのが結構大事になると思いますので、そういうことを含めて、まず反省をしていただくというところだと思うのですけれども、そこからこういう確かに小学校のいじめとはちょっと違う扱いになるとは、そういうところだと思いますけれども、ある意味、その独自の横浜市として、全国であればいいのですけれども、そういうもしなければ、横浜市独自の対応基準というのを、さっきのマニュアルみたいなところですけれども、これをしっかり作るというのが大事だと思いますけれども、その点について繰り返しになるのかもしれませんけれども、答弁を求めたいと思います。

○ **渡辺保育・教育部長**　例えば、メールの送付等につきましては、送って何も返信がなかったので理解いただいたと誤解してしまったというところがあります。

これらについては、今月中に、例えば一定程度返信がなければ、再度メールで、その後いかがですかとか、電話で連絡する等々の対応はマニュアルとして残させていただきたいと考えてございます。

あわせて、園としての対応のマニュアル等々については、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、ここは団体等の意見を聞きながら作成をして、今回の件の浸透等々図っていきたいと考えてございます。

○ **斉藤達也委員**　本当にこの事案ということがあれなのですけれども、こういうことが発覚したというところで、それを踏まえて、今、横浜市全体で保育に関わる皆様にも、こういうことがあったということで、

速報版

さっき局長からも共有したいというお話がありましたけれども、そういうことを踏まえて、こういうことをなくすということで、もういじめを撲滅するというのは、これ横浜市の立場だと思いますし、そういう保育で関わっている皆さんも、まさかこういうことが起きたということも、職員の方も逆にショックを受けているかもしれませんけれども、そういう中でやはり保護者の方も含めて、しっかりとコミュニケーションを取るということが大事だと思います。

あとやはり、こういうことでなかなか具体的に言いづらいところも多分あると思うのですけれども、そういう中でも一つのマニュアルというか、ガイドラインとか、そういったものが整備されることで、ではこういうふうに対応すればいいかなということで、参考になるようなものを早めにつくっていただいたほうがいいかと思うし、あとやはり保育士の配置の問題もあると思いますけれども、実際には区役所の立場もあるし、だから、いろんな立場の方がこのことをしっかり共有して、もう次はもう絶対起こさせないようにしましょうという、そういうお互いの気持ちの共有が大事かと思いますので、そういう形で取り組んでいただきたいと思いますし、あと、これも報道で聞く限りですけれども、保護者の方もまだこの報告書で認定されていないところに対しての思いもあるとも伝わっていますので、丁寧にやっぱりその部分はしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

○ **奥石かつ子委員**　ありがとうございます。ちょっと伺いたいのですけれども、報告書の10ページ辺りにトリガーとなり得る特定の保育士、園長先生等々、その児童が町なかで接しないようにみたいなことが書いてあるのですけれども、実際にＰＴＳＤを今、経験することになってしまって、お子さんがいじめ、まだ未就学児ということで、大人の人間関係というよりも、実際に自分が体の上に乗られたとか、そういう場面がフラッシュバックするとか、そういうことがＰＴＳＤと聞くと何となく想像つくのですけれども、園長先生とか、その後の保育士の対応に対して、子供さん自身がＰＴＳＤの原因になると思っているとかということは考えづらいと思うのです。

この保育所の人事にまでということになってくると、ちょっと問題が少し数段違う視点が加わってきてしまっているのではないかなと思うのです。これって横浜市教育委員会とか、いろんな組織的な問題が過去にあったりとか、社会に対しての信頼が保護者のほうに崩れて、醸成されていなくて、何か組織というところは隠蔽するところだろうみたいな、そういう大人社会の不信感がこういうところに子供に影響を与えてしまっているのではないかと思うのです。

こういうことを重ねていくと、保育士自身も自分の愛情とか、信念に基づいて保育士になったのに、自分らしい保育士、保育ということが大人のほうもできなくなっていって、お互いにマニュアルによって従っていくという、あまりこう人間の形成していかなければ、この期間においては、ちょっとよくないのではないかなということをちょっと感じるのですけれども、もう少し根本的な人間力をその場で養っていくんだという、後からの振り返りも大事ですけれども、その場その場で子供さんの場合、やっぱり嫌な思いをしたら、その瞬間に大人が助けてくれる。

何か嫌な思いをした、やってしまったほうのこのたびの事案を、行ってしまったほうのお子さんの心のケアというのも、その瞬間にやっぱり大人が助け船を出して、どう解決していくかということを教えていく、とても重要な教育の機会を逆に奪ってしまうということにならないように、保育士の人間力をどんどん上げていくという研修とか、そういうことがやっぱり必要なんだと思うのですけれども、それで、その上で保護

速報版

者の方にも御理解をいただいて、やっぱり横浜市全体の教育はこう、保育はこういうふうになっていきますということで、個別の事案を通じて全体にという、そういうことが横浜市市民全体に対しての信頼の回復ということになると思うのですけれども、どうなんでしょうかね、何か遭遇しないようにしてほしいとかというのは、親御さんの気持ちなんだろうと思うのですけれども。

○ **久保田企画部長**　まず、そちらの今、委員が御質問いただきました要望内容の部分に関して申し上げますと、お子様と保護者様のプライベートな部分もございますので、ちょっとあまり具体的なことは申し上げられませんけれども、私が伺っている限りでは、お子様は園児さん、また、保育士さん含めて、やはりつらい思いをされた場所である保育園を想起させるような事象全体が、やはりトリガーになり得るということで診断もいただいていると承知をしているところでございます。

それから、その後、委員がおっしゃった、社会全体とか、その保育とか、教育というものに対する信頼の回復というところは、まさにそれは私どもというのか、私というか、痛恨に感じているところではありますけれども、今回こういったものがまとまるまで、最初に相談をいただいてから１年５か月間かかってしまった。

先ほど、斉藤委員からもお話があったと思いますが、メールを１回やり取りさせていただいて、送りっ放しで、届いていないことが分かったのが５か月間で、その５か月間空費してしまったことも非常に大きかったと承知しておりますし、そういったところで園もそうです、もちろんですけれども、区・局、我々がもっとスピード感を持って対応できた部分があったのかなというところを本当に深刻に受け止めているところでございます。

○ **奥石かつ子委員**　分かりました。ちょっとやはりその時間の経過ということの中で、どんどん体験が悪い方向に膨らんでいってしまったのではないのかなと思いますので、やはり本当に生身の人間を扱っているんだということをしっかりみんなで自覚していく必要があるなと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。

以上です。

○ **東みちよ副委員長**　御説明ありがとうございます。この件、保護者の方からも委員会宛てにコメントなども届いておりまして、そのコメントを読むと、本当に保護者のお子さんを思う、また、これからの保育園の子供たちは、もう切実な気持ちが伝わってきて、本当にこれは何とかしなくてはいけないという思いがいたしました。

特に、お子さんが今、小学校に入られて、小学校では先生が注意するのに、園では、お子さんの言葉で言うと、園ではなくて、どうして自分は守られなかったんだろうという言葉です。保育園児というのは、いじめというその概念自体が恐らく希薄だと思うので、ある程度、成長してからそれを自覚するという特性があるかと思います。

そういう点から、例えば、小学校に入られて、お子さんのケアというものは例えば幼保連携とか横浜市はやっていますが、そういうところでは、お子さんのケアというのは何かあるのでしょうか。小学校が横浜市立なのかも、ちょっとあれですけれども。

○ **久保田企画部長**　今の御質問は、こちらのお子様に関する対応についてということでよろしいですか。

○ **東みちよ副委員長**　そうです。

○ **久保田企画部長**　まず、こちらのお子様につきましてなのですけれども、通常であれば、幼稚園なり保育

速報版

園なりと、それから横浜市立の小学校であれば、今、委員おっしゃった、例えば、児童支援専任が訪問をしてという形でやり取りをするということもございます。

要録をやり取りするとかということもございます。そこの部分について、その場でこのお子様について丁寧なやり取りがなされたとは伺っていないというところでございます。

○ **東みちよ副委員長**　では、小学校に進学された後も丁寧に対応されているということですか。

○ **久保田企画部長**　本来は、そういう対応が望ましかったのではないかと思いますけれども、それは園に対するヒアリングも、私どももさせていただきましたけれども、そういったところの対応が十分でなかったと、逆に、と承知をしています。

○ **東みちよ副委員長**　それはやっぱり、こども青少年局と教育委員会の縦割りみたいなところもあるんでしょうか。

○ **久保田企画部長**　こちらは公立園ではないので。

○ **東みちよ副委員長**　公立園ではない。

○ **久保田企画部長**　そうですね、はい。なので、役所側というよりも園側として、やはりそういったスタンスを、我々がもちろんきちんと指導すればよかったわけですけれども、そういったところも丁寧にできていなかったと認識しています。

○ **東みちよ副委員長**　これ、幾つかそういった、後から考えると、こうできなかったのか、ああできなかったのかということが多々ありまして、中でも親御さんも指摘されていますが、これがいじめ防止対策推進法の保育園が対象外になっているというところで、なかなかこのいじめというところで、しっかりとフォローができていなかったのではというあれもありますが、これは横浜市のこの件が、今、報道で全国でも報道されていて、全国からも注目されていて、では、今後、保育園のいじめはどうあるべきなのかという、そういう制度論にも、ある程度発展して注目されている点だと思うのです。

それで、そういう点からこれをもう一度考えますと、いじめは保育園で起きたものですが、その後、自分がいじめられていたというＰＴＳＤ、それを発症したのが自覚して、いじめの自分の症状を発症したのが小学校だとすると、保育園のいじめというのが、そもそも後から発症する、気づくものという性質もあるのかと思いまして、この国のいじめ防止対策推進法自体の制度にも、こういった空白があるのではということも考えられるのですが、そういう点からも、もっと横浜市はこの制度的なこと、あと、幼保連携とか、そういったことも含めて、しっかりとこれ見直すべきかと思いますが、いかがでしょうか。

○ **福嶋こども青少年局長**　今回、我々、この横浜市で起こった事案になりますので、それについてはこれまで御答弁さしあげたように、我々としてしっかり対応していきたいということと、あとは確かに法の話もあります。

我々、国と意見交換する機会もございますので、もともとの国の法律の立てつけ、考え方というのもあろうかと思いますが、そういったことも確認しながら、我々としては、横浜市で起こったこと、これについてしっかりお伝えする中で、今後、国全体での動きになってくるのかどうかというのは、ちょっとまたもちろん話してみないと分かりませんけれども、そういった意見交換などは国ともしていきたいと思います。

○ **東みちよ副委員長**　これ本当に注目されている案件かと思いますので、そこはしっかり進めていただきたいし、私たちもそこは注視していきたいと思います。

あともう一つ、事実認定とか、いろいろな問題がありますが、保育園はこのとき注意した、介入したと言

速報版

いつつも、相手がそれを理解していないと、なかなかそこの相互理解が進まないという事態になっていって、これはコミュニケーション力が機能していなかったのではという、そこも大きなところかと思うのですが、私の地元に、それは幼稚園なのですけれども、三松幼稚園というところがあって、そこを一度、視察に行ったときは、保育士さんは、そこは保育もあるのですけれども、子供たちの様子を写真に撮って、まめに親御さんに報告し、また定期的に親御さんも園に来て活動のお手伝いをするという、書面だとか口頭だけでなく、日頃からのリアルな交流の場というのをつくっておりまして、そういう日頃からのコミュニケーション、保護者も園任せにせず、自分もしっかりとそこに介入してコミュニケーションを取るということができていたら、この言った、言わないとか、コミュニケーション不足みたいなことが起きなかったのかなと思うのですが、コミュニケーションの今後の設計の仕方みたいなことはどのようにお考えでしょうか。

○ **渡辺保育・教育部長**　園ごとの多分風土とか、あれにもよるかと思うのですけれども、その点ではやはり保護者と園、保育士、場合によっては園長とのやっぱりコミュニケーションがしっかりしているところは、やはりそれなりに風通しもよく、環境は整っていると考えてございます。

その点で保護者の対応等々も園長さんによっては苦労されているというところも伺っていますので、少し研修の中でマネジメント研修とかで、こういう保護者対応とか、保育者の対応みたいなところを少しずつ事例として挙げるとか、場合によっては、それぞれの園でやっている好事例とかを共有するような形で、コミュニケーションの取り方については少し向上していくようなところを考えさせていただきたいと考えてございます。

○ **東みちよ副委員長**　園にもいろんな特徴があったり、あるいは保育士さんにも様々経験値の差がある中で、そこを埋めるような、そういった制度設計も必要かと思いますし、保護者の方も園任せにせず、どうぞ御自分も介入してくださいという仕組みですかね、保育園の在り方自体ももう少し考えていかなければいけないのかなと思いました。よろしくお願いします。

○ **藤代哲夫委員**　非常にこれ、今、東副委員長からもお話あったように注目されているということで、適切にこれは対応していかなければいけないと思っています。

私、これは、いろいろ先ほどからフォローアップだとか、コミュニケーションとかということだと思うのですけれども、一番大事なことというのは私は研修なのかなと思います。

先ほど、マニュアルを作ってということもそうですし、今、東副委員長からもお話ししたとおり、どうやって保護者の方、また保育園、保育士の方、園長はじめ、どうやって同じ考え方、意識になってやっていくのかということもそうだと思いますし、今、東副委員長の事例で写真を配ってという、私も実は地元の保育園でそれをやった保育園があるのですけれども、逆に親御さんから叱られてしまったのです。勝手に撮ってくれるなということで、これは非常に難しいです。

だから、成功事例ということでお話をするということもそうなのですけれども、非常にこれはケース・バイ・ケースだなと思っています。ですから、それをまた一個一個拾っていって研修につなげていくというのは、なかなか大変だと思うのですけれども、ぜひ、研修ですね、これをしっかりやっぱり構築していくということが大切だと、成功事例もいろいろあるということもあると思いますので。

それから、やはり法律の話、これも国とよく話をしてもらって、こういう事例もあるんだということも、これは横浜市だけのことではないかもしれません。全国的な話だと思いますので、そこは少し共同歩調を取れるのであれば、ほかの都市とも共同歩調を取りながらというやり方もあると思いますし、少し整理をして

速報版

いただいてということ、今、ちょっといろんな意見が出たので、ちょっと組立てが大変だと思うのですけれども、少し整理をしていただいた中で、横浜市としての対応というものをしっかりと構築していくということにつなげていっていただきたいと思いますので、その辺、局長いかがでしょうか。

○ **福嶋こども青少年局長**　御指摘ありがとうございます。今回、本当にその報告書を受けて、我々としてはもちろん園側で対応すべきこと、市として対応すべきこと、そして、やはり法というのでしょうか、制度自体を変えていくところが必要な時期になっている。

幾つか論点といいましょうか、分けて整理していく必要があるだろうなと思っていますので、まずは我々横浜のことから始めますが、先ほど、藤代委員からもお話ししましたが、他都市でもやはり未就学児のこういったいじめに相当するという事例が実際ありますので、そういったところとも今後、まさにディスカッションといいましょうか、意見交換をしながら、必要なことは国に対しても意見を言っていくといったことについても、一歩進めていきたいなと思います。

○ **藤代哲夫委員**　よろしくお願いします。

○ **福島直子副委員長**　先ほど東副委員長からも引用があったのですけれども、保護者の方から委員の皆さんに資料をいただいているわけなのですけれども、私、一つ気になりましたのは、区に対してというところで、区に意を決して御相談をいただいたときに、言った、言わないという言い方もあまりよくないのかもしれませんけれども、保護者の方がおっしゃったことと区の受け止めと違っていたり、あるいは先ほどの区や局からの口頭指導が園に伝わっていなかったりというところです。

これも変な話ですけれども、メールですと記録が残るわけでありますけれども、電話の会話というのは、今、録音機器はありますけれども、全ての会話を録音するようなことではないのですが、この保護者の方は通話内容を録音できるような仕組みを入れるのもいいのではないかと、入れてみてはどうかという御提言もされているところですけれども、そうしたことを、それをもって何かをするというよりも、一つ一つの対応を振り返らなければいけないようなときに、大事な参考になるような取組として、こうしたことも必要なのかなとも思うのですが、初動であまりいい対応ではなかったのかなと想像します。

先ほど来、お話があるように、区役所の職員の方も非常に多忙でして、多くの保育所の対応もしているでしょうし、保護者の方もお仕事をしながら、あるいはおうちのことをしながら、ほかのお子様のお世話をしながら、大変な思いをしながらいるわけです。

保育所の先生方も、園長先生がこの事例ですと、途中で替わられて、大分様子が変わったという保護者の方の御意見があるのですけれども、園長先生も大変、園長先生と保育所の保育士の皆さんとの対応というのか、人間関係やマネジメントの問題もあるのだろうと想像するのです。

子供は子供で、それぞれに心が動いて、そして、時間がたっていくわけで、それぞれみんな生き物なので、時事刻々と変わっていくのですけれども、何かきちっとその瞬間を捉えなければいけないようなときのために、こういうツールというのか、そういったことも取り入れていくのは必要なのかなとも思いますし、初動ということで、どうやったら皆さんのお訴えや、一つ一つの事象に敏感に反応することができるのかというのは、とても難しい問題だと思います。

今ほどは委員から、研修を充実させることが大事だというお話もいただいたのですが、この研修について、私、気になりますのは、研修はたくさんやっていらっしゃると思うし、あまたの研修を先生方も受けていらっしゃるだろうと思いますし、職員の皆さんもいろんな研修をやっていると思うのですけれども、効果が

速報版

あったかないかというのは、こういった事象が起きたときに初めて分かることでありまして、これも重ねていくしかないと思うのですが、多忙な業務の中でこの研修の時間というのは職員の内部の皆さんもそうだし、保育所の一園一園の先生方も研修を受けて、それを受け止めるだけの時間的心の余裕があるのかどうか、その辺、研修の在り方というのはどなたが担当して、どういうふうに進めて効果を測っていきますか。

○ **渡辺保育・教育部長**　いわゆる保育所のちょっと研修という点でお話ししますと、当然、園から研修を出る場合は、要はその分、人がいなくなるという形になりますので、やはり負担感があるというところはございます。

その点も含めて、私どもは、ローテーション保育士、手厚い配置をしているところをむしろ充てていただいて、そういう研修等々をやっていただくような体制になっておりますので、保育士確保と併せて、研修を受けられる体制の充実を図っていきたいと考えてございます。

研修の内容そのものにつきましては、これまでも委員のほうからいろいろな御指摘をいただいている中で、やはり今いじめのほうが低年齢化しているという状況で、やはり保育所もそれが前提として対応していかないといけないというところはあるかと思います。

検証報告書の中で、私どもがヒアリングを受ける中でも、委員のほうからやはりお子さんや保護者というところが多様化しているというところを、少し中で、やはりそういう多様化しているところに対応していくようなところを重点的に対応していくべきだみたいな意見もいただいておりますので、その点も踏まえて、研修の中で今回のいじめのような案件を、今回の事例等々を共有させていただきながら浸透を図っていきたいと考えてございます。

速報版

○ **福島直子副委員長**　様々な研修をこれからも企画されていくと思うのですけれども、どういうふうに研修を受けたかという実態も把握していかなければいけないでしょうし、保育士の皆さんがどういうふうにそれを受け止めたのかというところも、どうやったら把握できるのか、世の中に研究されている方はいっぱいいらっしゃるとは思うのですが、どうか効果的にそれを進めていただかなければいけないということを強く申し上げたいと思いますし、ぜひ、先ほど来、御指摘があるように、全体でそれを共有して、大事な心の柔らかい世代の皆さんを育んでいくというところを、私たちの一つの役割としてしっかり受け止めたいと思います。

もう一つ、すみません、初動でということで、うまくいかなかった事例、これ初めてではないと思うのですね、今回。いつも事件は初動で起きていくというか、トラブルというのは、そういうことなんだろうと思うのですけれども、恐縮ですけれども、私も去年も常任させていただいたのですが、もう１年２年前に起きた瀬谷のこども園さんの二ツ橋さんの事例というのがありました。

こちらは区役所の職員の方の受け止めで、情報提供が公益通報というんでしょうかね、そういうものがあったけれども、それをうまく受け止められなかった事例と私は認識しているのですけれども、その中で、こちらのこども園は、行政指導を受けていらしたと思うのですけれども、様々な経緯があって、学校法人のこども園ということで、理事長さんがおられて、その方のガバナンスの問題もあるのかもしれません。その不適切保育という事象から、さらに保育の補助金の不正みたいなことに発展して、大変大きな問題になったわけですけれども、最近、また園児の募集を再開されていると聞いております。

数年たって常任委員会も変わったものですから、その間の経過報告というのをちょっと、後づけでいろいろ調べましたけれども、公式の場ではされていないので、園児を募集するに至った経緯みたいなものを簡単

でというか、簡潔にお示しいただけたらと思っております。

○ **渡辺保育・教育部長**　瀬谷区の幼保連携型認定こども園につきましては、令和５年６月に改善勧告を行ってございます。令和７年３月に一度、改善を確認しまして、令和５年５月から新規利用調整については停止をしておりましたけれども、令和７年５月からゼロ歳児を除き再開しております。

その後もゼロ歳児につきましては、保育環境の整備状況や乳児保育に必要な知識・技能を有する保育体制等について、継続的に確認を行っているところでございます。

そのような中ですけれども、令和８年、今年の１月に法人から複数の保育士が退職するため、受入れが困難である旨相談がありまして、保育の体制を確認しましたけれども、必要な保育士等の配置が困難であるため、在園児の保護者への状況の説明と希望者への転園の支援を行いまして、令和８年３月から利用調整を再度停止しておりました。

令和８年４月以降は、また保育士が入れ替わりましたけれども、引き続き在園を希望した児童を保育しておりまして、７月に局の保育士職の職員により現地確認を行ったところ、安定的な保育を行っているという状況が確認できておりますので、再度９月入所分から同じようにゼロ歳児を除き、新規の利用調整を再開しているという状況でございます。

○ **福島直子副委員長**　今のお話を伺いますと、かなりいろんなことがあった園で、お子さんを預けるというのは、なかなか抵抗を感じてしまうような気もいたしますけれども、区も局も園には訪問して指導をしているという形ですか。具体的な頻度とか、内容についても教えていただけますか。

○ **渡辺保育・教育部長**　詳しい頻度等はちょっとすぐにはお答えできないです。特に、改善勧告を行った当初は定期的に立入りを行って、区と局のほうで立入りを行いながら保育については確認を行ってございます。

利用児童の安全確保とか施設運営について、それを確認させていただきまして、確認を行っている中でございます。

その中で不適切な保育というところは、少なくも改善勧告以降、確認はされていないという状況と、不正受給につきましては、金額についてしっかりと請求をするというところを私どもも確認しておりまして、不正受給については同じく改善勧告以降、確認はされていないという状況でございます。

○ **福島直子副委員長**　論点、２つありまして、安全な保育の確保・提供というところはもう基本中の基本だと思いますけれども、ではそこについては、それだけ今の言葉だけ伺いますと、大丈夫なのかと思ってしまうわけですけれども、何をもって、どのようにゼロ歳児を除くとおっしゃっていましたから、小さい方はお預かりにならないんでしょうけれども、どういう状況になったから、何歳児の人を受け入れることができると判断されたのか教えてください。

○ **渡辺保育・教育部長**　体制としては、職員体制がまず確保されているということで、実際に保育を確認しまして、その中で適切な保育が行われているところを私ども現場で確認しております。

現場に行って確認している中で、この体制で新しい保育士、園長の体制で行っておりましたけれども、体制として適切な保育は、少なくとも不適切な保育は改善されてきている状況というところは確認できましたので、受入れ等々を再開しているという状況でございます。

○ **福島直子副委員長**　くどいようですが、すみません、お子さんたちのことなので伺いますが、園長の下でとおっしゃいましたけれども、園長と、それから保育士さんが何人いて、現在何名の児童を受け入れているのかというのは明らかにできますか。

速報版

○ **渡辺保育・教育部長**　すみません、園児につきましては今13名の方が入所されているという状況でございます。４歳児と５歳児のみという形でございます。

園長と、あと、保育士につきましては、ちょっと今、確認をさせていただければと思います。

○ **福島直子副委員長**　もう一点、先ほどの不正受給のことですが、5400万円ということで、かなり大きな金額でしたけれども、こういうことについては情報公開というのですか、これは横浜市としてはどの程度求めているのでしょうか。

○ **渡辺保育・教育部長**　不正受給した額については、加算金等々も含めて全て返還されているというものでございます。

○ **福島直子副委員長**　その後の経営状況というか、経理状況などは、逐一横浜市が監査を行われているので問題はないということで公表されているのでしょうか。

○ **渡辺保育・教育部長**　経理状況というより、私どもに多分請求いただく内容になるかと思いますけれども、その点については私どものほうでも確認して、しっかりと請求がされているということを毎回確認しているところではございます。

○ **福島直子副委員長**　不正ということは、それは使途が不適切だったということで不正受給となってしまったと思うのですけれども、現在はそれは適切に使用されているということなわけですね。

○ **渡辺保育・教育部長**　おっしゃるとおりでございます。

○ **福島直子副委員長**　すみません、もう一点は、これ学校法人さんなので、法人の監査というか、法人の在り方そのものについては神奈川県の所管ということで、横浜市は直接にこの学校法人の運営、あるいは理事長さんの人選等については、一般社会的には非常に気になるところではあると思うのですが、横浜市としては指導するとか、介入するとかという責任の範疇の中には入っていないと認識いたしますが、では、保護者の皆さんは学校法人だからといって選んだのか、あるいは近所の保育園だからということで選んだのか、いろんな選び方があると思いますけれど、少なからず学校法人としての運営というのは大事なことだと思います。

この点については、神奈川県とは情報交換したり、それから指導の内容について打合せというのですか、どの程度連携して安全な保育、適切な保育が行われるように保障することにつなげているのか、伺いたいと思います。

○ **渡辺保育・教育部長**　副委員長の御指摘のとおり、学校法人自体は県の所管になりますけれども、県に対しては、法人の執行体制に関する状況とか、私どもの園の運営状況に等々について、必要な情報交換を共有させていただいております。少なくとも、今年度になりまして３回は行わせていただいているというところでございます。

園の今、職員につきまして、すみません、園長ほかの職員につきましては、今７名の体制で行っているという形でございます。これについては配置、あと、保育の質とともに、今ある現行の体制として適切に保育が行われていると判断してございます。

○ **福島直子副委員長**　もう最後にしますけれども、もう一回、学校法人というものについての在り方について立ち戻りたいと思うのですが、ホームページで公開されている令和５年から３年分ぐらいの指導監査結果及び改善取組状況というのをホームページで拝見しましたけれども、幾つかの学校法人で課題があるという指摘が、また、改善されていないという指摘が残っている法人さんがありますけれども、そんなことも思い

速報版

合わせて、先ほど、この二ツ橋さんについては３回ほど神奈川県とは連携している、やり取りをしていると伺いましたけれども、局長に伺いたいと思いますけれども、学校法人さんのそうした、学校法人が全て悪いわけではありませんけれども、課題があった場合の県との連携、それは今ほど具体的な事例については連携することはあるんでしょうけれども、何か権限の関係というのですか、どういうふうに横浜市と神奈川県というのはありようがなっているのか伺いたいのですけれども。

○ **福嶋こども青少年局長**　今回は学校法人ということですが、学校法人に限らず、我々としては今回認定こども園ですけれども、保育所についても、適切に子供の保育・教育がなされているかですとか、我々からお渡ししている給付費が適切に請求、そして使途として使われているかといったところに基づいて、それが適切でなければ、それは保育の中身もそうですし、給付の部分もそうですが、指摘いたします。

一方で、例えば、それが社会福祉法人であってもそうですけれども、我々は法人内部の人事権等について、こういう権限は、今回はたまたま学校法人ということなので所管が神奈川県ということになりますが、直接そこは口を挟めないところになっております。

ただ、それが例えば権限といいましょうか、例えば不正が行われた原因が役員といいましょうか、理事長個人ということであれば、当然所轄庁のほうと、そこは適宜、情報共有しながら、相談しながら対応についてはやっていくということになっていますので、今後につきましても、学校法人もそうですし、ほかの法人についても適切な法人運営ですとか、あるいは保育が適切になされるようにということは、我々として保育を所管する横浜市として、しっかり対応していきたいと思います。

○ **福島直子副委員長**　ありがとうございました。大体理解はできましたけれども、どうしてもこういう場の議論ですと、こういった制度とか、法人の在り方とか、横浜市の権限とかということになるのですが、最終的にはお子さんの育ちというのをいかに保障するかということが最大の目的だと思いますので、もう一回、そこに立ち返りまして、議員も、また保育の関係の皆さんも、先生方も、職員の皆様も、そこに原点でしっかりとお互いに取り組んでまいりたいと思った次第です。どうもありがとうございました。

○ **麓理恵委員長**　他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　**寄附受納について**

○ **麓理恵委員長**　次に、寄附受納についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

○ **福嶋こども青少年局長**　それでは、寄附事業について御報告いたします。

資料を御覧ください。

子供の貧困対策に対し、１件の御寄附をいただいております。

寄附者は横浜市中区の鈴江コーポレーション株式会社様です。

寄附金額は金員200万円です。受領年月日は令和８年７月２日です。

今回の寄附金は、子供の貧困対策の推進に活用いたします。

御報告は以上でございます。

○ **麓理恵委員長**　報告が終わりましたので、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ **麓理恵委員長**　特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

速報版

以上でこども青少年局関係の審査は終了いたしました。

本日の審査は全て終了いたしましたので、請願審査報告書等を議長宛てに提出いたします。

次回の委員会日程ですが、９月15日火曜日午前10時より委員会室３において開会いたしますので、よろしくお願いをいたします。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　**閉会宣告**

○　**麓理恵委員長**　　本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻　午後３時18分

速報版